

論点整理参考資料
(第 1 ～ 5 回 研究会資料抜粋)

【検討項目】 I 個人番号を活用した情報連携のあり方

1. 個人番号を活用した情報連携のあり方

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条においては、個人番号の利用範囲を規定しており、番号法別表第一に掲げる主体が、同表に掲げる事務において利用する場合のほか、地方公共団体が、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して必要な限度で個人番号を利用することができるとされている。

また、同一団体であっても、庁内他機関（教育委員会など）への特定個人情報を提供することは、特定個人情報の提供として制限されることとなるため、番号法第19条に基づく条例の制定が必要であり、庁外他団体への特定個人情報の提供には特定個人情報保護委員会規則の制定が必要とされている。

【検討の視点】

●地方公共団体での条例による個人番号の独自利用事務について、具体的に想定される事務の検討
個人番号の活用により正確で確実な情報管理や他団体等との情報連携を通じたサービスの向上が実現可能

- ・ 福祉サービス等の受給状況、健康情報などの継続的な把握（重複受給の防止やより高度できめ細やかなサービスの提供が可能）
- ・ 総合窓口導入による庁内情報連携への活用（必要となる手続の漏れや未届の防止・行政事務の効率化が可能）
- ・ 所在不明児童問題、DV・ストーカー等支援対象者支援などへの活用（庁内での情報共有により迅速・確実な対応が可能）
- ・ 乳幼児医療費助成のほか、心身障害者やひとり親等に対する医療費助成、不妊治療費助成など住民のニーズが高く全国的に実施されている地方単独事業などへの活用（添付書類の一層の削減や行政事務の効率化が可能）
- ・ 地方中枢拠点都市や定住自立圏などの地方公共団体間の連携に際しても同様の枠組みにより個人番号を活用可能

●情報連携に向けたシステム面での対応

●情報へのアクセスコントロール・個人情報保護対策

職員認証による操作者の特定、業務ごとに必要のない特定個人情報を参照又は更新等行えないような厳格な権限管理 等

I 個人番号の利活用が想定される独自利用事務（概要）

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）においては、同法別表に掲げる事務のほか、社会保障・地方税・防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に個人番号を利用することができるとされており、どのような利活用が想定されるのか検討する必要がある。

1. 想定される事務類型

地方公共団体における独自利用事務として想定されるものとしては以下の類型が考えられる。

①個人番号等を活用して情報共有を図ることで、より有効な対応が可能となる事務

→ 番号制度導入を機に整備される団体内統合宛名システムを有効活用することなどによる個人番号、団体内統合宛名番号（以下「宛名番号」と記載）による庁内連携体制の構築。

【例】・児童虐待・居所不明児童等への対応

情報連携がより容易になることで、従来縦割りで各セクションで保有していた情報の共有が図られ、状況等を的確に把握できる。

・総合窓口

宛名システムが統合されることにより、団体内統合宛名システムと直接結びつく受付窓口を一元化した総合窓口の導入がより容易になる。

②法令に基づき実施する行政サービスに上乗せ・横出し等で、実施されている地方単独事務

→ 番号法別表に定める事務において事務の簡素化、住民負担の軽減が図られても、上乗せ・横出し等で実施されている地方単独事務などについて、従来どおりの手続が残るとすれば行政・住民双方にとっての番号制度導入による効果は限定的。

I 独自利用に向けた対応（制度面）

2. 実施のために必要な措置

（制度面）

①利用条例（番号法第9条第2項）

地方公共団体が番号法別表第1に記載されていない独自の行政サービスとして実施されている事務（独自利用事務）において、個人番号を利用するためには、条例を制定する必要がある。

また、独自利用事務について、庁内部局間（税担当部局と福祉担当部局など）で特定個人情報の授受を行う場合、その旨を条例で制定する必要がある。

※個人番号を利用せず、宛名番号を利用する場合であっても、各団体が定める個人情報保護条例に基づき、適切な措置を講ずる必要がある。

②庁内他機関との連携条例（番号法第19条第9号）

独自利用事務で庁内他機関（市長部局と教育委員会など）と特定個人情報の授受を行う場合、その旨を条例で定める必要がある。

③特定個人情報保護委員会規則（番号法第19条第14号／庁外連携）

独自利用事務で庁外機関（他市町村など）との間の特定個人情報の授受を行う場合、事前に特定個人情報保護委員会規則の制定が必要である。

④住基ネット利用条例（整備法による改正後住民基本台帳法第30条の13）

独自利用事務において申請内容の確認など住登外住民の4情報を取得する必要があるときは、住基ネット利用条例を定める必要がある。

※情報を提供する側が条例を定める必要があるため、必要性の高い事務については、全国47都道府県で条例制定を行う必要があるのではないかと。

I 独自利用に向けた対応（システム面）

（システム面）

①各種既存業務システム間の連携と宛名システムの活用

宛名番号を活用した庁内連携を円滑に実施するために、各種既存システム間の接続や宛名システムの活用について検討を行う必要がある。

※ 宛名番号を用いての庁内連携と個人番号を用いての庁内連携の2つの連携方式が想定される。

※ 個人番号を用いて情報共有を行う場合には、個人番号や本人確認情報の利用について制度面での整理（各利用条例における位置づけ）、システム面での対応（事務によっては個人番号等を参照できないようにするなどのアクセス制限）を検討する必要がある。

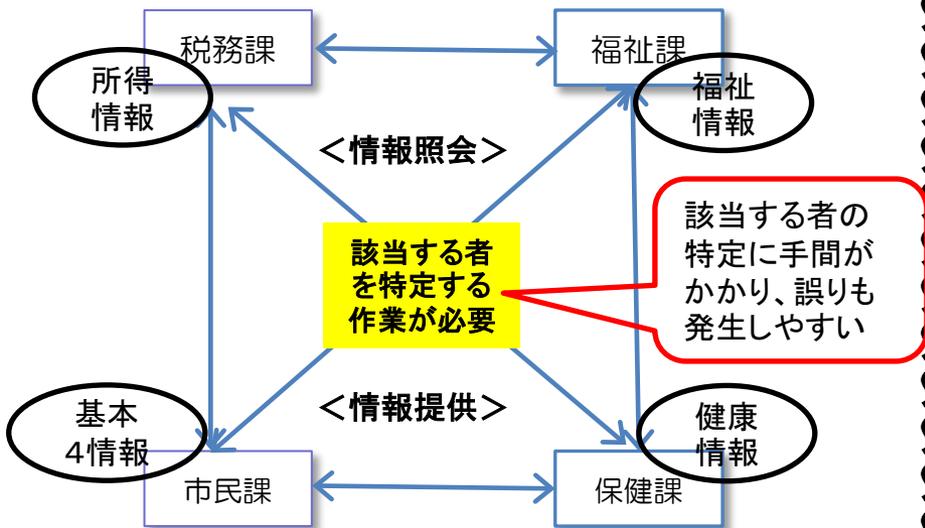
②中間サーバー、情報提供ネットワークシステムとの連携

独自利用事務について、庁外機関との連携を行う場合には、中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報の接受を行うことも想定される。その際には、連携可能な特定個人情報の整理、システム面での対応が必要な場合にはその対応について各開発主体との調整が必要。

1-1-① 庁内連携体制の構築（概要）

①宛名番号（個人番号）による庁内連携体制の構築

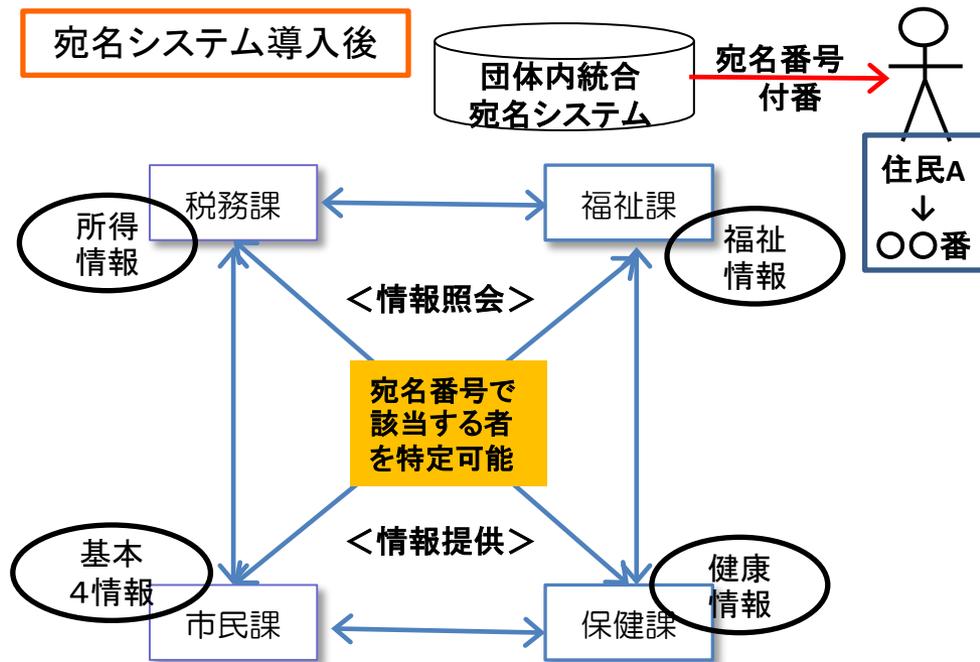
現状



他課の保有情報を取得したい場合、

- ① 求める情報を保有する課に対して、該当する者を識別する情報及び求める情報の種類等を伝達し、情報照会を行う
- ② 情報照会を受けた課は、該当者を特定した上で、求められている情報を抽出し、情報照会元へ情報提供する

宛名システム導入後



他課の保有情報を取得したい場合、

- ① 該当する者の宛名番号（個人番号）を、求める情報を保有する課へ伝達し、情報照会を行う
 - ② 情報照会を受けた課は、宛名番号（個人番号）で紐付けられた該当者の求められている情報を要求課へ提供する
- ※個人番号で情報連携を行う場合、番号利用条例の制定が必要

宛名番号（個人番号）を活用して庁内情報連携を行うことで、①情報照会・提供のレスポンスの短縮、②情報照会・提供に係る事務負担の軽減、③庁内での情報共有が容易になることによる迅速な課題発見及び適切な対応が図られ、効率的な情報連携の実現が期待される。

これまで庁内宛名システムの整備が遅れていた団体（都道府県を含む）においても団体内統合宛名システムの整備等を機により容易に庁内連携体制の構築が可能。

1-1-② 市内連携体制の構築（具体的な活用事例①）

○児童の虐待、居所不明に関する対応案のイメージ

◆市内での情報共有

◆児童虐待の実態の早期発見

①児童虐待の疑い



個人番号

児童虐待等担当部局

A市

条例整備
が必要

②児童に係る各種行政サービスの利用状況等の情報を
(検診の受診状況、就学状況、家庭の居住状況等)
児童虐待等担当部局が個人番号等により検索

③児童虐待の実態を
早期に捉える

情報

住基担当
部局

情報

福祉部局

情報

教育部局

...

④通報

警察

④情報共有

児童相談所

⋮

④情報共有

(現状)住基担当部局と関係部局との密接な連携を要請

→更なる徹底を要請

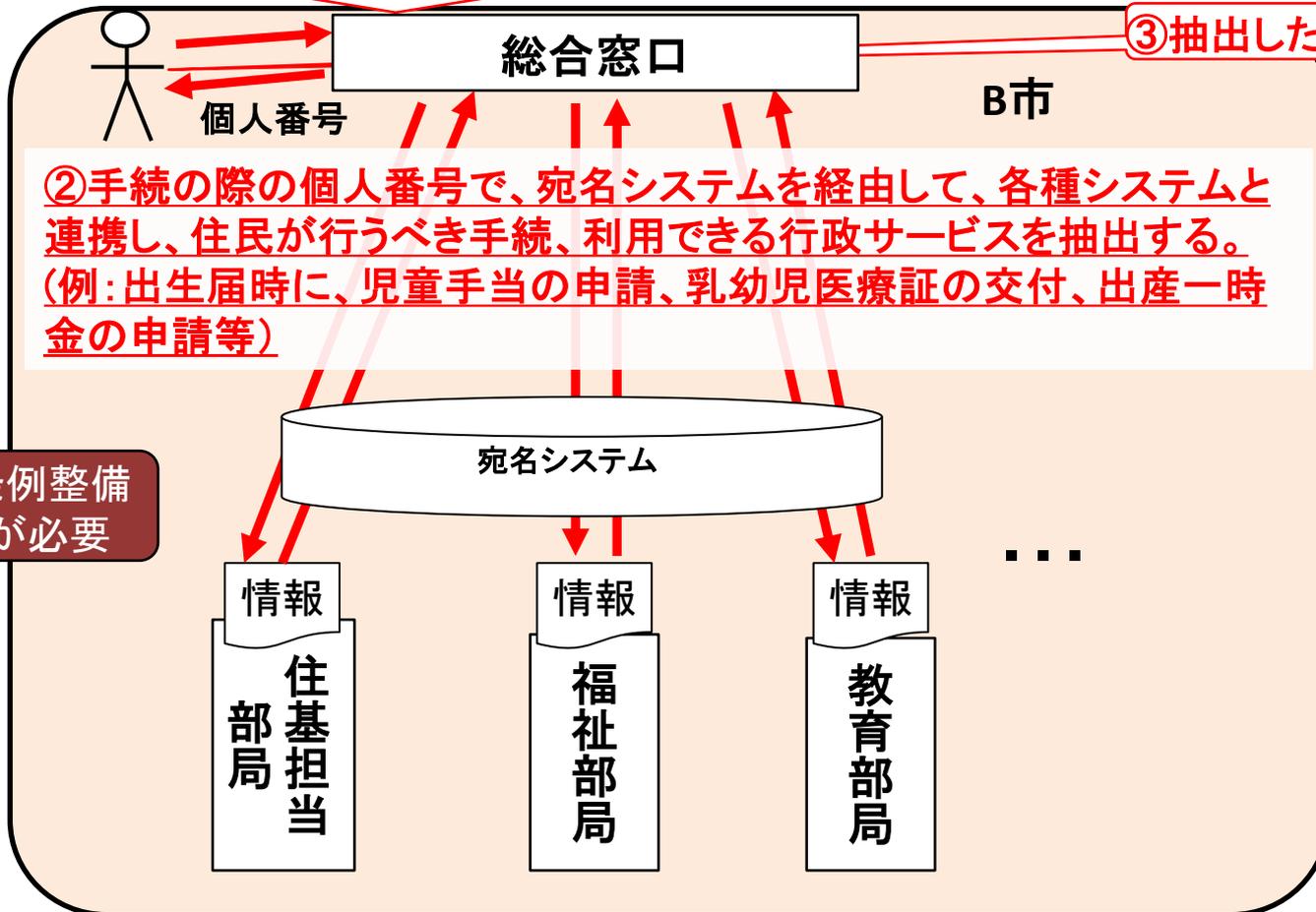
1-1-③ 庁内連携体制の構築（具体的な活用事例②）

○総合窓口サービス（※これまで庁内宛名システムの整備が遅れていた団体においても、統合宛名システムが導入されることにより、団体内統合宛名システムと直接結びつく受付窓口を一元化した総合窓口の導入がより容易になる。）

- ◆必要な届出手続や利用可能な行政サービスを漏れなく住民に伝え、未届を防止
- ◆事務手続に要する時間の短縮効果

①出生・引越・婚姻・就職・入学等のライフイベント時に住民が手続を行う。

③抽出した情報を住民に提供する。



※総合窓口システム活用によるワンストップサービスにより、住民利便性が向上につながる。

I-1-④ 庁内連携体制の構築（整理すべき課題）

①各地方公共団体のシステム構成の実態に即した類型化

各地方公共団体によりシステム構成は様々であり、各システムごとにどのような構成で庁内連携体制の構築を図ることができるのか整理が必要。

②連携する情報の範囲

個人番号や宛名番号により各事務間で情報連携を図ることとした場合、事務ごとに取り扱う情報の範囲について検討が必要。利用する事務ごとに必要とする情報の範囲は異なるため、連携する情報の範囲を限定したり、事務によって参照範囲を制限するなどのアクセス制限が必要。特に特定個人情報の取扱いには留意が必要。

③個人番号や住基ネットの本人確認情報の取り扱い

個人番号や住基ネットで保有する本人確認情報を庁内連携にあたり活用する場合には、これらの情報が番号法や住民基本台帳法の規制の対象となる情報であるため、利用条例の制定など制度上の位置づけが必要。

1-2-① 独自利用事務（想定事務一覧①）

②法令に基づき実施する行政サービスに上乘せ・横出し等で、全国的に実施されている地方単独事務

○番号法別表に定める事務において事務の簡素化、住民負担の軽減が図られても、上乘せ・横出し等で実施されている地方単独事務などについて、従来同様の手続が残るとすれば行政・住民双方にとっての番号制度導入による効果は限定的となるおそれ。

○番号制度による効果を最大限発揮するためにも、少なくともこういった事務については、番号法施行による別表事務と併せて独自利用事務として個人番号の利用や情報連携を検討していく必要があるのではないか。

【参考】想定される独自利用事務としては以下のものが考えられる。（上乘せ・横出しで実施されている事務以外のものを含む。）

◆各地方公共団体における独自利用条例事務の検討状況

※「平成26年度中に条例制定(改正)予定の番号法第9条第2項に基づく個人番号利用事務(例)」
 (内閣官房社会保障改革担当室、特定個人情報保護委員会が実施した都道府県及び市区町村等への照会の結果の概要)

執行機関名	具体的な事務内容	提供を求める情報			個人番号導入後の情報提供(移転)依頼先		
		税(所得)	他の福祉等の適用状況	住民票情報	地方公共団体内の同一機関	地方公共団体内の他の執行機関	他の地方公共団体、行政機関等
市区町村長部局	【福祉】医療費助成 申請に基づき、所得制限を設けて、障害者、ひとり親家庭、乳幼児等に対する医療費の助成を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から税(所得)情報、医療給付情報の提供等を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○		○
市区町村長部局・教育委員会	【福祉】保育料、幼稚園奨励費補助金交付・減免・免除 申請に基づき、所得制限を設けて、保育料の減免、私立幼稚園の就園奨励費の交付等を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税(所得)情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○	○	○
市区町村長部局	【福祉】日常生活用具貸与・補装具費助成 申請に基づき、所得制限を設けて、高齢者、障害者に対し日常生活用具の貸付け、補装具費の助成を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から税(所得)情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○	○	○

1-2-② 独自利用事務（想定事務一覧②）

※「平成26年度中に条例制定(改正)予定の番号法第9条第2項に基づく個人番号利用事務(例)」
 (内閣官房社会保障改革担当室、特定個人情報保護委員会が実施した都道府県及び市区町村等への照会の結果の概要)

執行機関名	具体的な事務内容	提供を求める情報			個人番号導入後の 情報提供（移転）依頼先		
		税 （所得）	他の福祉 等の適用 状況	住民票 情報	地方公共 団体内の 同一機関	地方公共 団体内の 他の執行 機関	他の地方 公共団 体、行政 機関等
市区町村長部局	【福祉】住宅改修費（バリアフリー化改修費等）助成 申請に基づき、所得制限を設けて又は所得等に応じた助成率を定め、高齢者、障害者に対し住宅改修費の助成を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税（所得）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○		○
市区町村長部局 ・教育委員会	【その他社会保障】奨学資金貸与 申請に基づき、所得制限を設けて、就学困難者に対し奨学資金の貸与を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税（所得）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○		○	○	○	○
市区町村長部局 ・教育委員会	【その他社会保障】就学援助 申請に基づき、所得制限を設けて、児童生徒の保護者に対し就学援助の給付を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税（所得）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○	○	○
市区町村長部局	【福祉】緊急通報システム機器貸与 申請に基づき、所得制限を設けて、高齢者、障害者に対し緊急通報システム機器の貸与を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税（所得）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○		○
市区町村長部局	【福祉】交通費助成 申請に基づき、所得制限を設けて、高齢者、障害者に対し交通費（福祉タクシーの利用等）の助成を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税（所得）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○		○
市区町村長部局	【保健】不妊治療費助成 申請に基づき、所得制限を設けて、不妊治療を受ける夫婦に対し特定（一般）不妊治療費助成金の給付を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税（所得）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○		○	○		○
市区町村長部局	【税】市（区町村）税条例に基づく減免事務 申請に基づき、納税が困難な方の納税額の減免を実施。 番号制度導入後は、同一機関内又は他の地方公共団体等から税（所得）、他の福祉等の適用状況、住民票情報の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○		○

1-2-③ 独自利用事務（想定事務一覧③）

※内閣官房社会保障改革担当室、特定個人情報保護委員会が実施した都道府県及び市区町村等への照会（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項に基づく個人番号利用事務について（照会）」）のうち、都道府県知事部局の回答を抽出して作成。（住民制度課作成）

執行機関名	具体的な事務内容	提供を求める情報			個人番号導入後の 情報提供（移転）依頼先		
		税 （所得）	他の福祉 等の適用 状況	住民票 情報	地方公共 団体内の 同一機関	地方公共 団体内の 他の執行 機関	他の地方 公共団 体、行政 機関等
都道府県知事部局	<p>【福祉】肝炎医療費助成事務 申請に基づき、所得制限を設けて、肝炎治療に係る費用の助成を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から税（所得）情報、住民票（世帯）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。</p>	○		○	○		○
都道府県知事部局	<p>【福祉】療育手帳交付事務 申請に基づき、療育手帳の交付等を行う。 番号制度導入後は、同一機関や他の執行機関、又は他の地方公共団体等から住民票情報、税（所得）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。</p>	○	○	○	○	○	○
都道府県知事部局	<p>【福祉】介護支援専門員登録事務 申請に基づき、介護支援専門員の登録及び証の交付等を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体、法務局等から住所情報や成年後見登記情報、死亡情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。</p>			○	○		○
都道府県知事部局	<p>【福祉】特定疾患治療研究事業実施要綱による医療の給付等に関する事務 申請に基づき、所得制限を設けて、月額自己負担限度額の設定を行う。 番号制度導入後は、他の地方公共団体等から税（所得）情報、住民票（世帯）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。</p>	○		○			○
都道府県知事部局	<p>【福祉】不妊治療費助成事務 申請に基づき、所得制限を設けて、不妊治療費の助成を行う。 番号制度導入後は、他の地方公共団体等から税（所得）情報、住民票（世帯）情報、戸籍情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。</p>	○		○			○

（注）「提供を求める情報」及び「個人番号導入後の情報提供（移転）依頼先」の欄にある○は、類似の回答（事務）において概ね該当があったものを記入しており、必ずしも全ての回答において該当があったことを意味するものではありません。

1-2-④ 独自利用事務（想定事務のフロー①）

（例）保育料・幼稚園奨励費補助金交付・減免・免除

1. 事務の内容

申請に基づき、所得制限を設けて、保育料の減免、私立幼稚園の就園奨励費の交付等を行う。

2. 提供を求める情報

税（所得）情報、住民票情報、及び他の福祉等の適用状況

3. 情報提供依頼先

庁内機関、他の地方公共団体

4. 事務フロー（現状）

【現状】

窓口で
申請書受理

※申請時に必要な書類
保育料・幼稚園奨励費補助金交付・減免・免除申請書
(必要な場合あり)世帯の住民票、所得・課税証明書

(必要に応じて)
関係課・機関への
情報照会

※申請内容の照合、審査で必要となる情報がある場合、関係課・機関に対して情報照会を行う。

審査

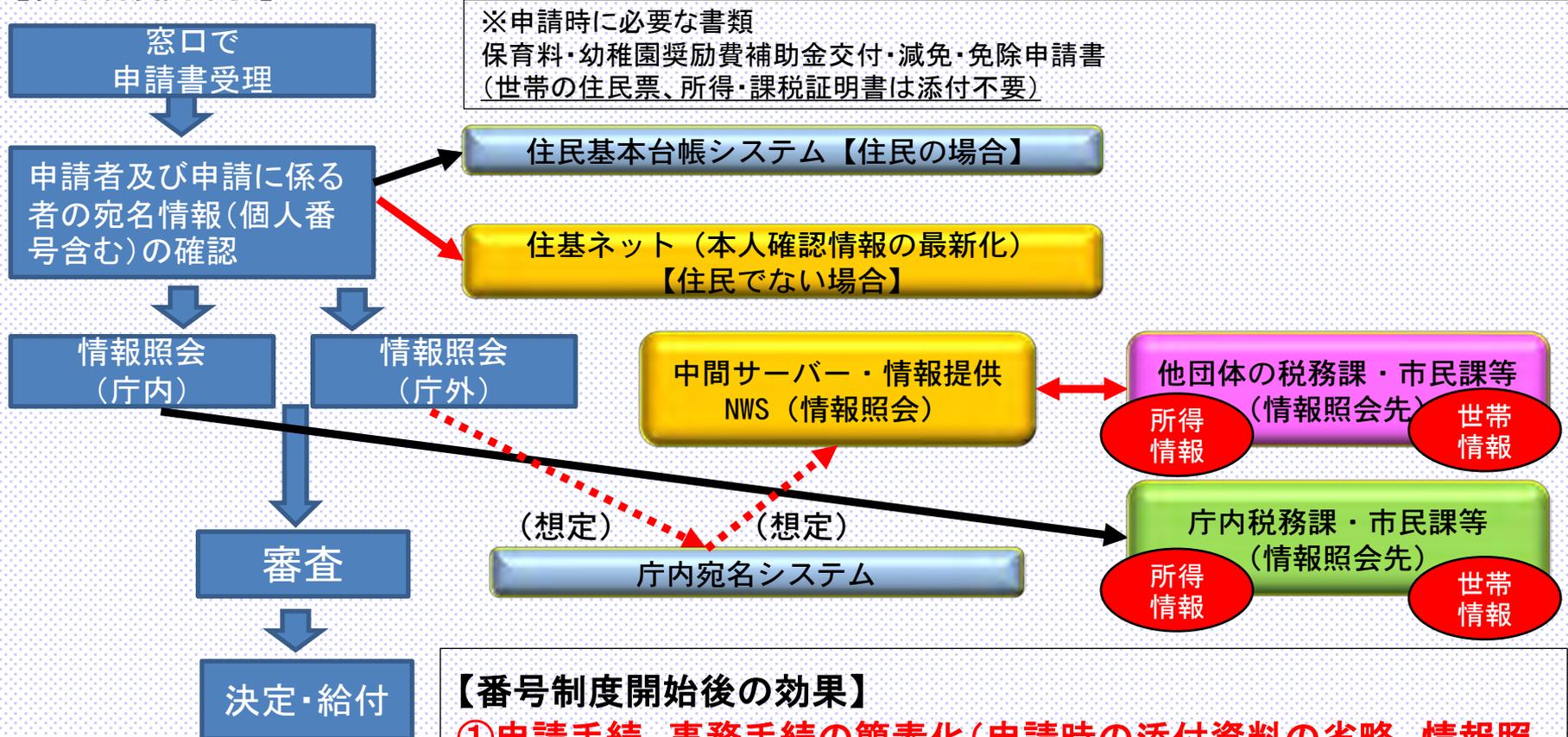
決定・給付

1-2-5 独自利用事務（想定事務のフロー②）

（例）保育料・幼稚園奨励費補助金交付・減免・免除

5. 事務フロー（番号制度開始後）

【番号制度開始後】



1-2-⑥ 独自利用事務（検討すべき課題）

① 庁外連携に際して提供を求める情報の整理

独自利用事務ごとに提供を求める特定個人情報を整理し、当該情報が情報提供ネットワークシステムを通じた接受が可能かどうか検討が必要。

② システム面での対応

独自利用事務について、庁外機関との連携を行う場合には、中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報の接受を行うことも想定されるため、システム面での対応が必要な場合には各開発主体との調整が必要。

③ 特定個人情報保護委員会規則の制定

独自利用事務について、庁外連携を行うためには、事前に特定個人情報保護委員会規則の制定が必要。庁外連携をしようとする事務について、どのような事務を対象とするか、また当該事務について、番号法の規定に照らし、規則に定めることの可否については、同委員会において検討されるものである。

I-2-⑦ 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）①

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- （2）個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- （3）特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （4）個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- （5）情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（都道府県（市町村）の責務）

第3条 都道府県（市町村）は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第2の上欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び知事（市町村長）又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。
- 2 別表第2の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
 - 3 知事（市町村長）又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
 - 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（規則への委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

機関	事務
1 知事（市 町村長）	〇〇費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条第1項関係）

機関	事務	特定個人情報
1 知事（市 町村長）	〇〇費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条第1項関係）

情報照会 機関	事務	情報提供機 関	特定個人情報
1 教育 委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料 の減免に関する事務であって 規則で定めるもの	知事（市町 村長）	地方税関係情報であって規 則で定めるもの

I-2-⑫ 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定イメージ①

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の概要

番号法の規定

- 番号法第9条においては、個人番号の利用範囲を原則として以下の範囲と規定している。※1
 - ▶ 番号法別表第一に掲げる主体が、同表に掲げる事務において利用する場合（第1項）
 - ▶ 地方公共団体が、条例で定める事務※2において利用する場合（第2項）
 - ▶ 個人番号関係事務実施者が、個人番号関係事務において利用する場合（第3項）
- ※1 このほか、災害時における特例等の例外的な利用が認められている（第4項・第5項）。
- ※2 福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務に限る。
- 番号法第19条においては、同条各号に掲げられた場合を除き特定個人情報の提供を制限しており、同一地方公共団体内の他機関へ特定個人情報を提供する場合は同条第9号に基づく条例を制定する必要がある。

条例の制定の必要性

- このため、以下の①～③の場合には、地方公共団体は番号法に基づく条例を定める必要がある。
 - ① 番号法別表第一に掲げられていない事務において個人番号を利用する場合（独自利用）
 - ② 同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合（庁内連携）
 - ③ 同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報の提供
- ※ 庁内連携は、必然的に全地方公共団体が行うことが想定されるため、全地方公共団体が条例を定める必要がある。

スケジュール

- 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、実際に独自利用、庁内連携及び同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報の提供が行われるまでに整備する必要がある。
- 個人番号の独自利用・庁内連携は番号法の施行に伴い個人番号が利用可能になる平成28年1月から独自利用、庁内連携及び同一地方公共団体内の機関間で特定個人情報の情報連携を行う場合には、既存データベースと個人番号との初期突合等の準備を行うために対象となる事務を明らかにしておく必要があることから、個人番号の付番を行う平成27年10月までに条例を整備しておくことが望ましいと考えられる。

I-2-⑬ 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定イメージ②

○ 番号法の施行により、地方公共団体で個人番号の独自利用事務、特定個人情報の庁内連携及び同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報の提供を行う場合に制定する条例のイメージを示したもの。

※ 情報連携を行う具体的な事務などの規定については、各地方公共団体の実態に即して規定することが必要となる。

趣旨・定義に関する規定

趣旨

- 各地方公共団体において定める条例の実態に即して、当該条例の趣旨及び用語の定義を規定する必要がある。
- 特定個人情報の定義については、番号法第2条第8項に規定する定義と異なることのないよう留意が必要である。

イメージ

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

地方公共団体の責務に関する規定

趣旨

- 番号法第5条において、社会保障・税番号制度の導入に当たっての地方公共団体の責務が定められている。
- 地方公共団体において、条例による個人番号の独自利用についても当該規定は当然に適用されるものであるが、条例の制定にあたり広く住民へ各地方公共団体の責務を明示することが望ましい。

(参考)

(地方公共団体の責務)

番号法第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

イメージ

(都道府県(市町村)の責務)

第3条 都道府県(市町村)は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

個人番号の利用範囲に関する規定①

趣旨

- 番号法第9条第2項に基づく規定(個人番号の独自利用の規定)として、次の規定を定める。
 - ① 個人番号の独自利用を行う事務の規定(条例イメージの第4条第1項)
 - ② 個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携(条例イメージの第4条第2項)
 - ③ 番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携を行う旨の規定(条例イメージの第4条第3項)
- この場合、個人番号の独自利用を行う事務及び個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携を行う事務については、別表に記載することが想定される。
- 社会保障・税番号制度は、国民の利便性向上のために各種行政手続における添付書類の削減を行っており、番号法第22条第2項では情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供があった際には、他の法令により書類の提出を義務付けている場合でも、当該義務を解除している。地方公共団体における特定個人情報の庁内連携においても同様であり、他の条例により書類の提出を義務付けている場合でも、庁内連携により特定個人情報の利用ができるときには、当該義務を解除することが適当である。

個人番号の利用範囲に関する規定②

イメージ

(個人番号の利用範囲)

- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第2の上欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び知事（市町村長）又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。
- 2 別表第2の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 知事（市町村長）又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第4条第1項関係）

機関	事務
1 知事(市町村長)	〇〇費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条第1項関係）

機関	事務	特定個人情報
1 知事(市町村長)	〇〇費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

特定個人情報の提供

趣旨

- 同一地方公共団体内の他機関へ特定個人情報を提供する場合には、番号法第19条第9号に基づく条例の規定を設ける必要がある。
- この場合、同一地方公共団体内の他機関へ特定個人情報を提供する事務等について、別表に記載することが想定される。
- なお、各地方公共団体において、機関間の特定個人情報の授受を行わない場合は、この規定は必須ではなく、具体的な事務フローなどを確認した上で、規定の必要の有無を判断する必要がある。
- 社会保障・税番号制度は、国民の利便性向上のために各種行政手続における添付書類の削減を行っており、番号法第22条第2項では情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供があった際には、他の法令により書類の提出を義務付けている場合でも、当該義務を解除している。番号法第19条第9号に基づく条例により特定個人情報の提供を受ける場合においても同様であり、他の条例により書類の提出を義務付けている場合でも、特定個人情報の提供を受けるときには、当該義務を解除することが適当である。

イメージ

(特定個人情報の提供)

- 第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第3 (第5条第1項関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	知事(市町村長)	地方税関係情報であって規則で定めるもの

規則への委任

趣旨

- 条例を定めるに当たって、別表の具体的な内容など個別具体の事務に関して必要な事項は規則で定めることも考えられるため、規則への委任についての規定を置くことが考えられる（条例にすべて記載する場合には、規則への委任の規定は不要となる）。

イメージ

（規則への委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

施行期日（附則）

趣旨

- 個人番号の利用が開始される日は、番号法附則第1条第4号に基づく政令によって定まり（平成28年1月を予定）、それ以前には個人番号を利用することができない。そのため、条例の施行期日について、個人番号の利用が開始される日と同時に施行されるよう規定する必要がある。

イメージ

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

I-2-⑱ 個人情報保護条例の改正等について①

個人情報保護条例改正の概要

趣旨

- 番号法では、特定個人情報について、一般法よりも更に厳格な個人情報保護措置を講じており、番号法第31条において、地方公共団体は、「行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとする」とされている。

番号法における特定個人情報の保護に関する規定は地方公共団体に対しても適用されることとなるが、番号法第29条（行政機関個人情報保護法等の特例）及び第30条（情報提供等記録についての特例）において、行政機関個人情報保護法や個人情報保護法等の読替えとして規定されているものについては当然に地方公共団体の条例に適用されるものではないため、その趣旨に沿って条例改正等の対応が必要となる場合がある。

条例改正等の対応

- 条例改正等の対応としては以下の対応が考えられる。
 - ① 現行の個人情報保護条例に特定個人情報の保護に関する規定を新規に追加する改正を行う。
 - ② 現行の個人情報保護条例の規定に読替規定を置き、特定個人情報の保護に関する規定を追加する改正を行う。
 - ③ 「特定個人情報の保護に関する条例」を新規に制定する。

スケジュール

- 個人情報保護条例の改正は、実際に特定個人情報を保有する平成27年10月までに整備する必要がある。

特定個人情報と情報提供等記録

- 番号法第29条において「情報提供等記録以外の特定個人情報」に関する読替規定を置き、第30条において「情報提供等記録」に関する読替規定を置いている。「情報提供等記録」とは、特定個人情報の情報連携を行った際に記録する情報照会者・提供者の名称や照会・提供された特定個人情報の項目等についての情報であり、特定個人情報と位置付けられるものであるが、一般の特定個人情報とその性質が異なるため、保護に関する規定も異なる取扱いとする必要がある。

I-2-⑱ 個人情報保護条例の改正等について②

改正等すべき規定一覧

	特定個人情報(情報提供等記録を除く)	情報提供等記録	改正趣旨
利用目的以外の目的での利用に関する規定	○ 以下の例外を除いて原則禁止 ①激甚災害時等に金銭の支払いを行う場合 ※金融機関に該当する地方独立行政法人等のみ該当する。 ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合	○ 利用目的以外の目的での利用を禁止する。	特定個人情報は、利用目的以外の目的での利用について、通常の個人情報よりもさらに厳格に利用が許容される例外事由を限定している。 また、情報提供等記録については、利用目的以外の目的での利用が想定されないため、利用目的以外の目的での利用を禁止する。
提供の制限に関する規定	○ 番号法第19条の各号に該当する場合に提供できるようにする。		番号法において特定個人情報を提供することができる場合は、番号法第19条各号に掲げられた場合に限定されているため、個人情報保護条例上も特定個人情報を提供できる場合を同条各号に掲げられた場合に制限する。 オンライン結合を制限する規定が条例上置かれている場合、番号法第19条各号に掲げられた場合にはオンライン結合を可能とすることが必要な場合がある。
開示・訂正・利用停止に関する規定	○ 本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める。		特定個人情報についてはその性格から、本人の関与についてより一層の保護が必要であると考えられることから、本人及び法定代理人に加え任意代理人に対しても開示請求及び訂正請求を行うことを認める。
利用停止の請求の条件に関する規定	○ 以下の場合についても利用停止請求を認める。 ①利用制限に対する違反 ②収集制限・保管制限に対する違反 ③ファイル作成制限に対する違反 ④提供制限に対する違反	○ 利用停止請求を認めない。	番号法では、特定個人情報について、番号法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めているため、個人情報保護条例においても同様の措置を講ずる。 なお、情報提供等記録については、システム上、自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されないため、利用停止請求を認めない。
開示手数料の減免に関する規定	○ 経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、開示手数料を減額又は免除できるようにする。		経済的な理由等によらずに、各個人が特定個人情報を容易に確認できるようにするため、開示手数料の減額又は免除の措置を講ずる。
他の条例による開示実施との調整に関する規定	○ 他の条例による開示の実施との調整規定を設けている場合は、当該規定を適用除外とする。		他の条例等により同一の方法の開示が定められている場合に調整規定を設ける場合があるが、マイ・ポータルによる情報開示の方がより住民の利便性が高い場合も想定されることから、他の法令等により同一の方法の開示が定められている場合でも、重ねて番号法に基づくマイ・ポータルを通じた開示を可能とする必要がある。
開示・訂正時の移送に関する規定	-	○ 開示・訂正決定に際し他の機関への移送を認めない。	情報提供等記録については、他機関で開示等の決定をする場合が想定されないため、移送に関する手続を適用除外とする。
訂正の通知先に関する規定	-	○ 訂正した場合に、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対し通知する。	情報提供等記録は情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものであり、訂正した際にもこれらの主体に通知することとする。
その他の規定	○ 特定個人情報及び情報提供等記録などの定義を追加する。 ○ 措置要求を行わないこととする。		各地方公共団体の個人情報保護条例の実態に即して必要な条項を追加する。 また、特定個人情報は、番号法第19条各号により明確に提供できる場合が制限されるため、措置要求については適用除外とする。

I-2-⑳ 個人情報保護条例の改正のイメージについて①

- 番号法の施行により、現行の個人情報保護条例に特定個人情報の保護に関する規定を新規に追加する改正を行った場合に考えられる規定のイメージを示したもの
- ※ 各地方公共団体において制定している個人情報保護条例の規定とは異なる場合がある
- ※ 特定個人情報の定義については、番号法第2条第8項に規定する定義と異なることのないよう留意が必要である

定義の追加

イメージ

(定義)

第〇条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。
- 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。
- 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

-
-

I-2-② 個人情報保護条例の改正のイメージについて②

特定個人情報の利用目的以外の目的での利用・提供の制限に関する規定

イメージ

(利用及び提供の制限)

第〇条 実施機関は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3)

(特定個人情報の利用の制限)

第〇条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

(情報提供等記録の利用の制限)

第〇条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第〇条の4 実施機関は、番号法第19条の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

I-2-② 個人情報保護条例の改正のイメージについて③

特定個人情報の開示請求及び訂正請求に関する規定

イメージ

(開示請求権)

第〇条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この章において同じ。）の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第〇条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第〇条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第〇条第〇項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この条において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) . . .

特定個人情報の開示請求及び訂正請求に関する規定

イメージ

(訂正請求権)

第〇条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) . . .

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求をすることができる。

(訂正請求の手續)

第〇条 前条の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。 . . .

I-2-②④ 個人情報保護条例の改正のイメージについて⑤

特定個人情報の利用停止に関する規定

イメージ

(利用停止請求権)

第〇条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき . . .

(2) . . .

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。

(特定個人情報の利用停止請求権)

第〇条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、又は第〇条（「特定個人情報の利用の制限」に関する条）第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。

I-2-②⑤ 個人情報保護条例の改正のイメージについて⑥

開示手数料の減免に関する規定

イメージ

(手数料)

第〇条 開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

3 保有特定個人情報の開示請求において、実施機関は、経済的困難その他の特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該開示請求に係る手数料を減額し、又は免除することができる。

他の条例による開示実施との調整に関する規定

イメージ

(開示の実施)

第A条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 . . .

(他の条例による開示の実施との調整)

第〇条 実施機関は、他の条例の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が第A条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

I-2-②⑥ 個人情報保護条例の改正のイメージについて⑦

情報提供等記録の開示・訂正時の移送に関する規定

イメージ

(事案の移送)

第〇条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の機関から提供されたものであるとき、その他他の機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の機関と協議の上、当該他の機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 . . .

(事案の移送)

第〇条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が移送を受けた機関が行った開示に係るものであるとき、その他他の機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 . . .

訂正の通知先に関する規定

イメージ

(保有個人情報の提供先への通知)

第〇条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報（情報提供等記録を除く。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第〇条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

I-2-⑳ 個人情報保護条例の改正のイメージについて㉔

措置要求の適用除外

イメージ

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第〇条 実施機関は、他の実施機関に保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供する場合又は専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

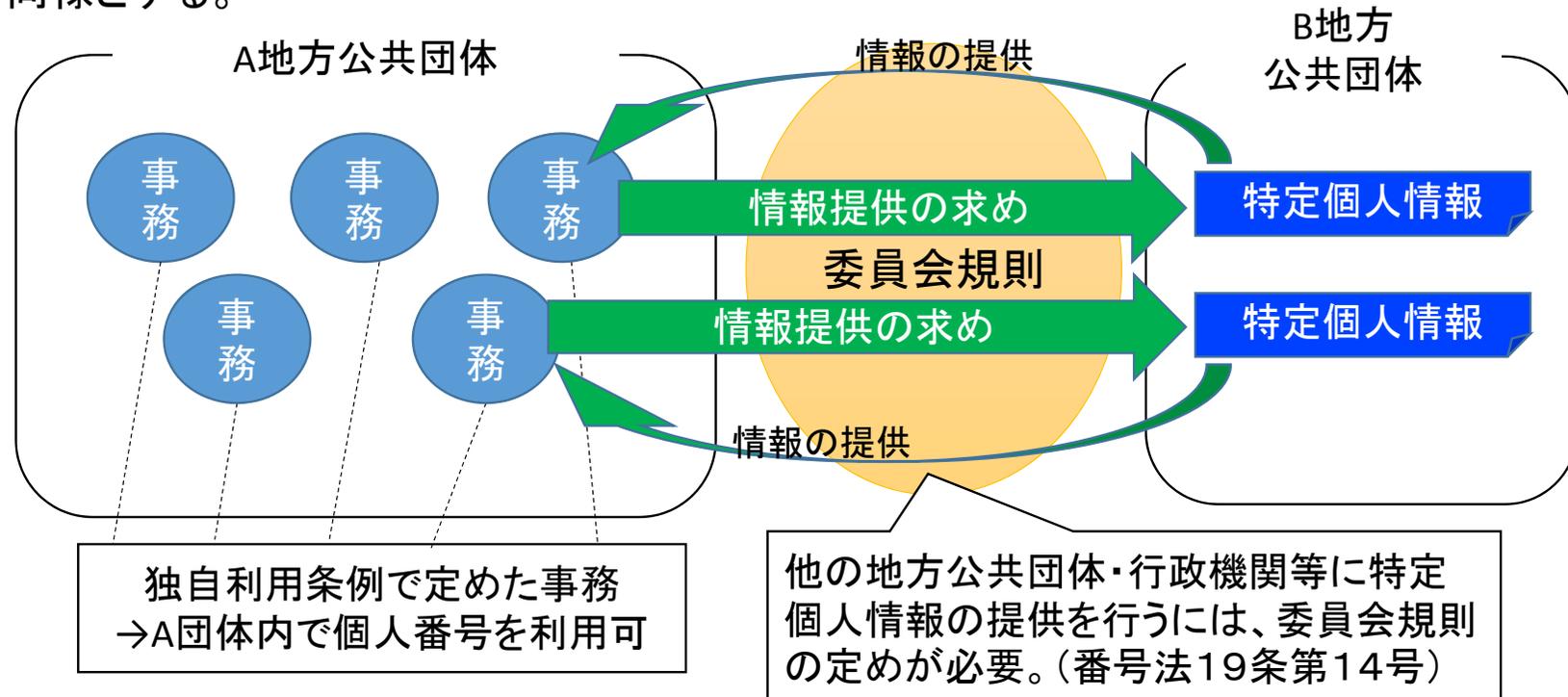
施行期日

- 番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月）から施行する。
- ただし、特定個人情報の提供の制限に関する規定は、番号法附則第1条に掲げる規定の施行の日（平成27年10月）、情報提供等記録に関する規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年1月）から施行する。

I-2-⑳ 番号法第9条第2項の条例に基づく独自利用事務

番号法第9条第2項

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（中略）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。



I-2-⑳ 独自利用事務に関する情報連携に係る委員会規則について①

独自利用事務に関する情報連携と委員会規則

- 番号法第19条は、特定個人情報を提供できる場合について各号で限定列挙している。
第1号から第13号までにおいて特定個人情報を提供できる場合を明記し、第14号において「これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき」と規定している。
- 現在、番号法第9条第2項に基づき地方公共団体が条例で定める事務(独自利用事務)について庁外連携(以下「規則連携」という。)を可能とするため、同法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして、以下の方針に基づき委員会規則の制定を検討している。
 - 規則連携は、情報提供ネットワークシステムを使用する場合に限ることとする。
 - 規則連携を認める独自利用事務として検討するものは、原則として、番号法別表第二に掲げる事務に準ずる範囲のものに限定し、情報提供者及び提供を求める特定個人情報についても、当該事務について規定された範囲に限定する。
- 今後、関係機関との調整を踏まえた検討を行い、平成27年3月を目途として、委員会規則を制定予定である。

I-2-③⑩ 独自利用事務に関する情報連携に係る委員会規則について②

規則連携を認める対象となる独自利用事務（イメージ）

- ① 番号法別表第二に掲げられていない事務 → 規則連携の対象外
- ② 番号法別表第二に掲げられているが主務省令に規定されていない事務
→ 番号の利用・提供については法所管省庁に委ねられていることから、規則連携の検討からは除外
- ③ 番号法別表第二に掲げられた事務に準ずる事務（地方単独事業に係る事務）
→ いわゆる上乗せ、横出し等※¹については一定の基準※²を設けて規則連携を認める

※¹ 上乗せ、横出し等

例：高等学校等就学支援金事務
別表第二 113の項「就学支援金の支給に関する事務」

県による加算
8万円

⇒ 上乗せ

国の就学支援
金 30万円

県による入
学金の補助

⇒ 横出し

※² 以下の3要件を満たす事務については、
規則連携を認める

- 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 事務に類似性が認められる
- 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務とほぼ同一

Ⅰ 地方公共団体での条例による独自利用事務に係る関連規定①

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)

(定義)

第二条

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。第二十七条及び附則第二条において同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

(利用範囲)

第九条

別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

I 地方公共団体での条例による独自利用事務に係る関連規定②

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～六 (略)

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 (略)

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十～十三 (略)

十四 その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

(特定個人情報の提供)

第二十二条

情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 (略)

I 地方公共団体での条例による独自利用事務に係る関連規定③

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

○住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)

(都道府県の条例による本人確認情報の提供)

第三十条の十三

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報(住民票コードを除く。以下この条において同じ。)を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

2 都道府県知事は、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

3 都道府県知事は、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから他の都道府県の都道府県知事を経て条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

【検討項目】Ⅱ 個人番号カードの普及・利活用

2. 個人番号カードの普及・利活用

個人番号カードについては、「IT国家創造宣言（改定）」（平成26年6月24日閣議決定）及び「同 工程表（改定）」（平成26年6月24日IT戦略本部決定）において、ICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用し、健康保険証や国家公務員身分証明書など、公的サービスや資格の証明等に係るカード類の一体化／一元化や、個人番号カードの民間利活用場面の拡大や、取得に係る負担の軽減等を行うことにより、広く普及を図る旨の方針が示されているところ。

個人番号カードのICチップの空き領域は市町村のほか、都道府県、国の機関等での利用も可能であり、また公的個人認証サービスについては民間の利用が想定されることから、これらの活用方法等について検討する必要がある。

【検討の視点】

●各種カード類の個人番号カードへの一体化／一元化

個人番号カードのICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用することにより、健康保険証や公務員身分証明書等、暮らしに係る公的サービス及び資格証明に係るカード類の個人番号カードへの一元化を図るための検討を行う。

また現在住基カードで行われている印鑑登録カードや施設利用カード等との一体化についても、番号カードにおいてより一層実施されるよう推進する。

●個人番号カードの民間利活用場面の拡大

民間による利用拡大を図る観点から、個人番号カードにおいて利用できる公的個人認証サービスについて、金融機関や医療機関等の民間事業者への署名検証者の拡大に向け、その要件やユースケース等について検討を行う。

II 個人番号カードの様式、申請・交付（案）

様式

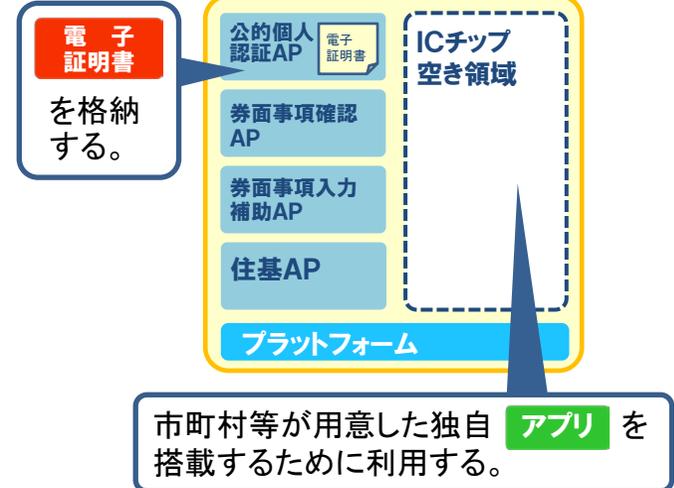
表面(案)



裏面(案)



ICチップ内のAP構成



- 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

- 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や雇用主など、法令に規定された者に限定される

申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番

H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォンで写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

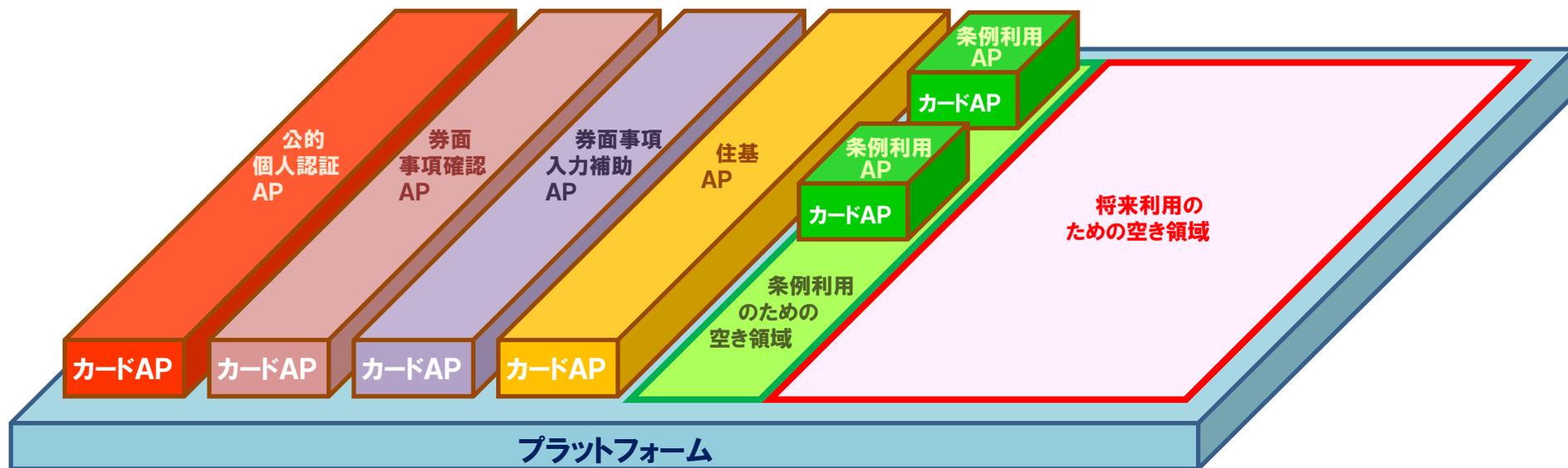
H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市区町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料化。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。



II 個人番号カードの空き領域



- 「条例利用のための空き領域」として1割程度を想定。
- 「将来利用のための空き領域」として4割～5割程度を確保するよう個人番号カード仕様書で規定。
- 「条例利用のための空き領域」には、10個程度のカードAPが、「将来利用のための空き領域」には、将来搭載するそれぞれのカードAPが同じ大きさであると前提を置いた上で、20個程度のカードAPが搭載できるものと想定。

II-1 個人番号カードのメリット

個人番号を証明する書類として



○個人番号を証明する書類として
個人番号カードを提示

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病
気、年金受給、災害等、多くの場面で
個人番号の提示が必要となる。

- 所得把握の精度向上
- 公平・公正な社会を実現

券面

各種行政手続のオンライン申請



○電子申請(e-Tax等)の利用
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

マイポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続の
オンライン申請に利用できる。

- 行政の効率化
- 手続き漏れによる損失の回避

電子
証明書

本人確認の際の公的な身分証明書として



なりすまし被害の防止

- ◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な
場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
- ◇金融機関における口座開設、パスポートの新
規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な
場面で活用が可能。

券面 または 電子
証明書

各種民間のオンライン取引/口座開設



○インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキングをはじめ、各
種の民間のオンライン取引に利用
できるようになる。

オンラインバンキング等を
安全かつ迅速に利用

電子
証明書

付加サービスを搭載した多目的カード

- 市町村等～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中



将来的には様々なカードが
個人番号カードに一元化

券面 または アプリ または 電子
証明書

コンビニなどで各種証明書を取得



○コンビニ等において住民票、
印鑑登録証明書などの公的な
証明を取得できる。

現在、約90市町村(国民の約1割強)が利用で
きる。アンケート調査によると、今後、約700弱の
市町村が導入予定(国民の約7割)。

- 住民の利便性向上
- 市町村窓口の効率化

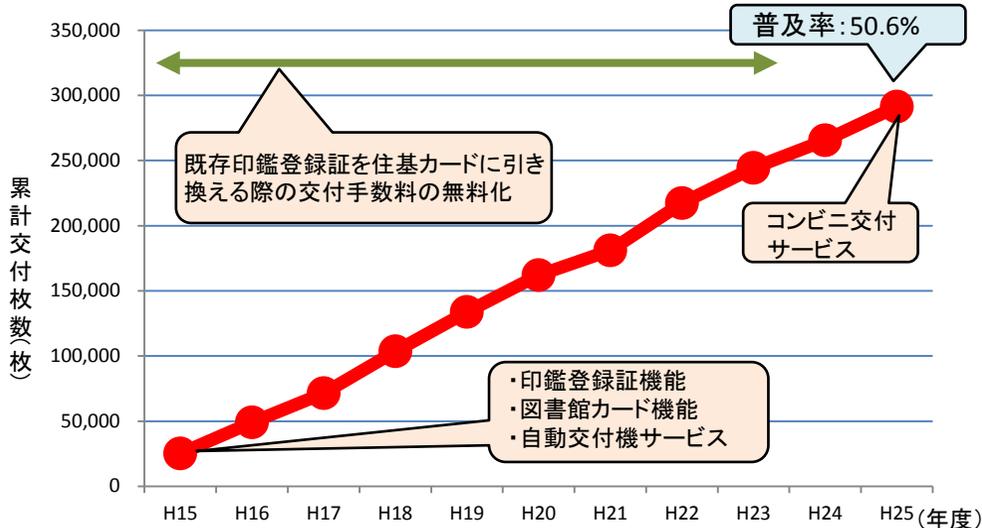
アプリ または 電子
証明書

II-2-① 住基カードの普及について ～ 使い道があれば普及 ～

●利用機能の追加や交付手数料の無料化等により、住基カードは確実に普及(なお、民間ポイントサービスがあれば、交付手数料の無料化と同様の促進効果が見込まれる)

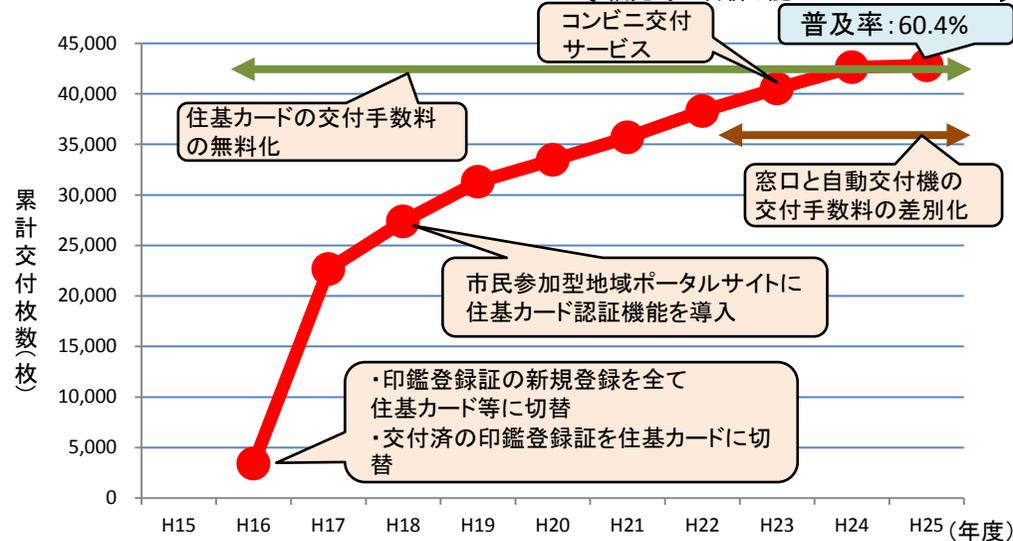
宮崎県宮崎市(人口:405,890人)

H18.11に佐土原町・田野町・高岡町、
H22.3に清武町と合併



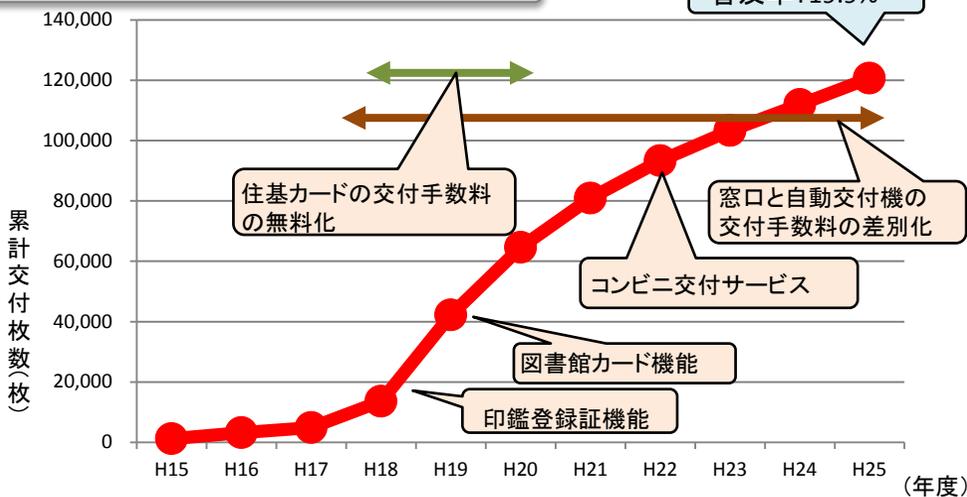
富山県南砺市(人口:54,370人)

H16.11に福野町、城端町、平村、
上平村、利賀村、井波町、井口村、
福光町が合併し誕生



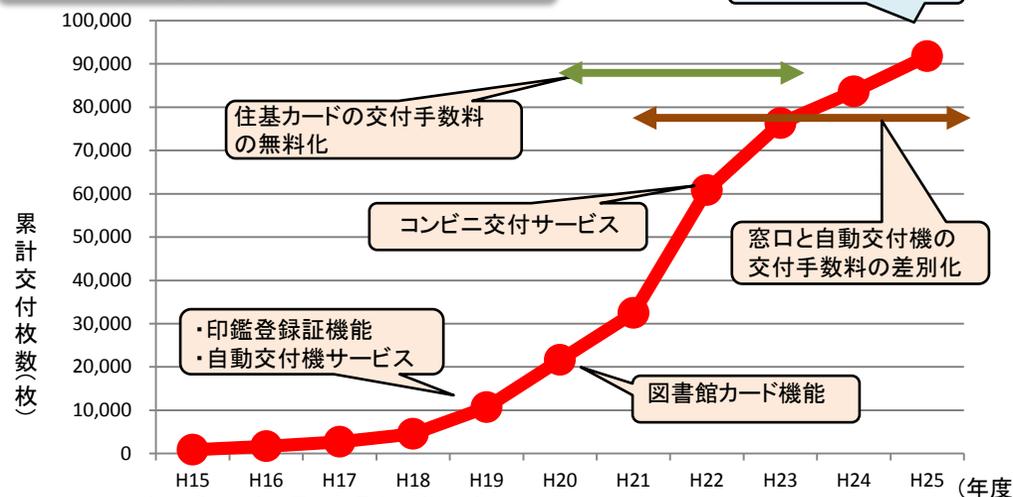
千葉県市川市(人口:469,148人)

普及率: 19.9%



兵庫県西宮市(人口:482,506人)

普及率: 16.0%



※人口はH26年1月1日現在の住基人口。

※普及率は人口に対する有効交付枚数。(有効交付枚数は平成26年3月末現在)

II-2-③ 市区町村の参加状況

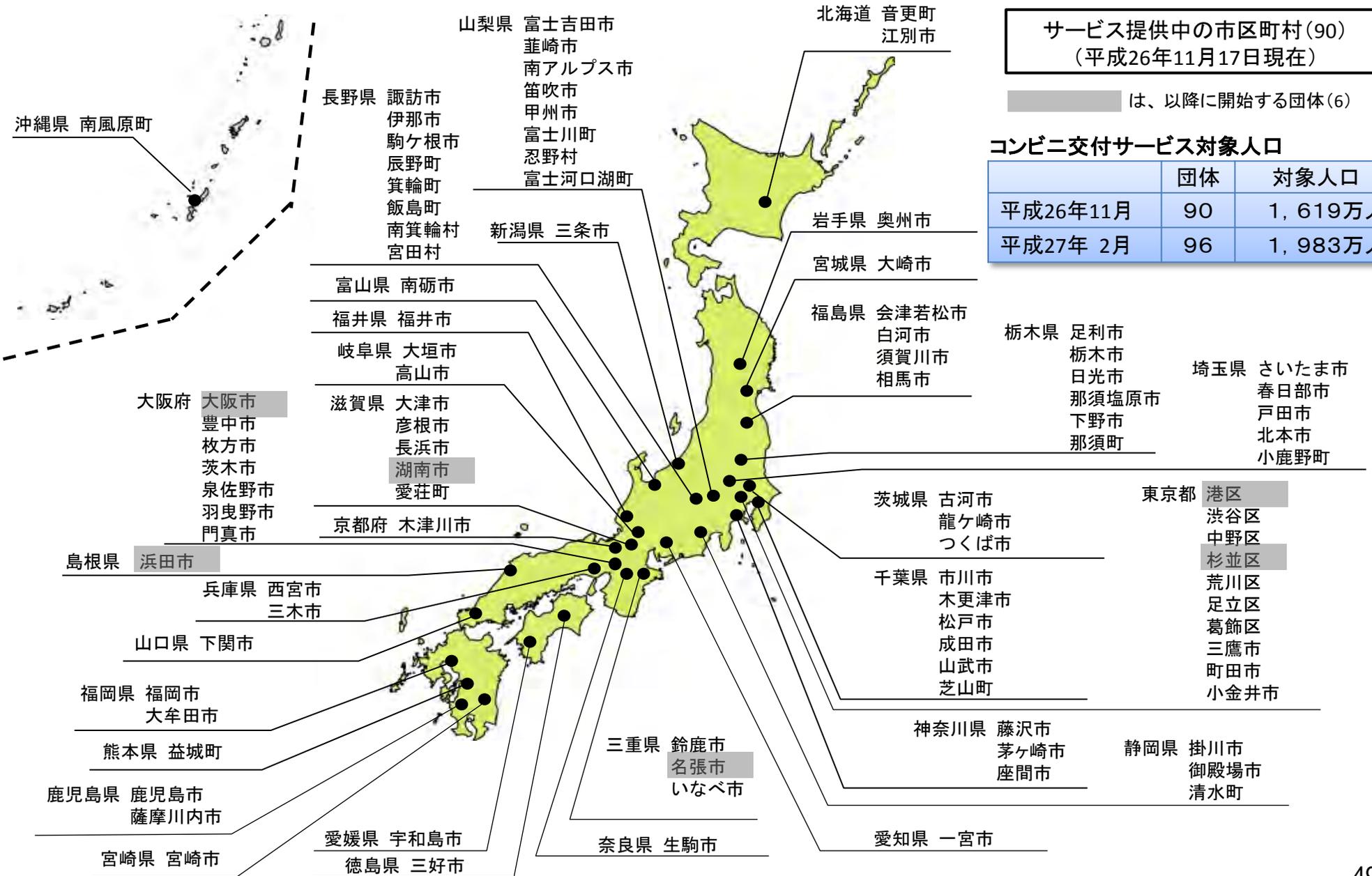
(※現在の住基カード)

サービス提供中の市区町村(90)
(平成26年11月17日現在)

は、以降に開始する団体(6)

コンビニ交付サービス対象人口

	団体	対象人口
平成26年11月	90	1,619万人
平成27年 2月	96	1,983万人



II-2-④ コンビニ交付の今後の参加予定団体 (※現在の住基カード)

今後の新規参加団体及び各種税・戸籍証明書への取組団体

(平成26年11月17日現在)

No	団体名		提供サービス						開始 予定時期
	都道府県	市区町村	住	住(記載)	印	税	戸籍	戸籍附票	
78	鹿児島県	鹿児島市	○		○	○			平成26年 1月
79	三重県	鈴鹿市	○		○	○			平成26年 2月
80	神奈川県	茅ヶ崎市	○		○				平成26年 2月
81	徳島県	三好市	○		○	○	○	○	平成26年 2月
82	北海道	江別市	○		○	○	○	○	平成26年 4月
83	栃木県	日光市	○		○	○			平成26年 4月
84	長野県	飯島町	○		○				平成26年 4月
85	三重県	いなべ市	○		○	○	○	○	平成26年 4月
86	大阪府	泉佐野市	○		○	○	○	○	平成26年 6月
87	福井県	福井市	○		○	○			平成26年 7月
88	長野県	諏訪市	○		○		○	○	平成26年 9月
89	岐阜県	高山市	○		○	○	○	○	平成26年10月
90	滋賀県	大津市	○		○				平成26年11月
91	東京都	杉並区	○		○	○			平成26年12月
92	三重県	名張市	○	○	○	○	○		平成27年 1月
93	島根県	浜田市	○		○	○			平成27年 1月
94	大阪府	大阪市	○		○	○	○	○	平成27年 1月
95	東京都	港区	○		○	○	○	○	平成27年 2月
96	滋賀県	湖南市	○	○	○	○	○	○	平成27年 2月
証明書 追加	1	岐阜県 高山市	●		●	○	●	●	平成26年11月

○:提供予定サービス ●:提供済サービス

取組 (予定) 団体数 (上記団体を含む全体数)

サービス	団体数
住民票の写し	96
住民票記載事項証明書	4
印鑑登録証明書	96

サービス	団体数
各種税証明 ※	42

※課税(非課税)証明書、納税証明書
など

サービス	団体数
戸籍証明書	40
戸籍の附票の写し	29

11-2-⑤ 公的個人認証サービスの利用によるコンビニ交付の実現について

■ 個人番号カード導入にともない、「公的個人認証方式」のコンビニ交付を実現。

現行の仕組みとの比較

本人認証の仕組み	条例制定の可否	条例利用APの書き込み	システム構築に係る負担	本人認証の仕組み	対象カード
条例利用方式 (カードAP認証)	必要	必要	証明発行サーバ及び 条例利用システムを構築	利用者ID及び暗証番号	個人番号カードだけでなく、 住基カードでも利用可
公的個人認証方式	不要	不要	証明発行サーバのみ構築	利用者証明用電子証明書の有効性検証	個人番号カードのみ利用可

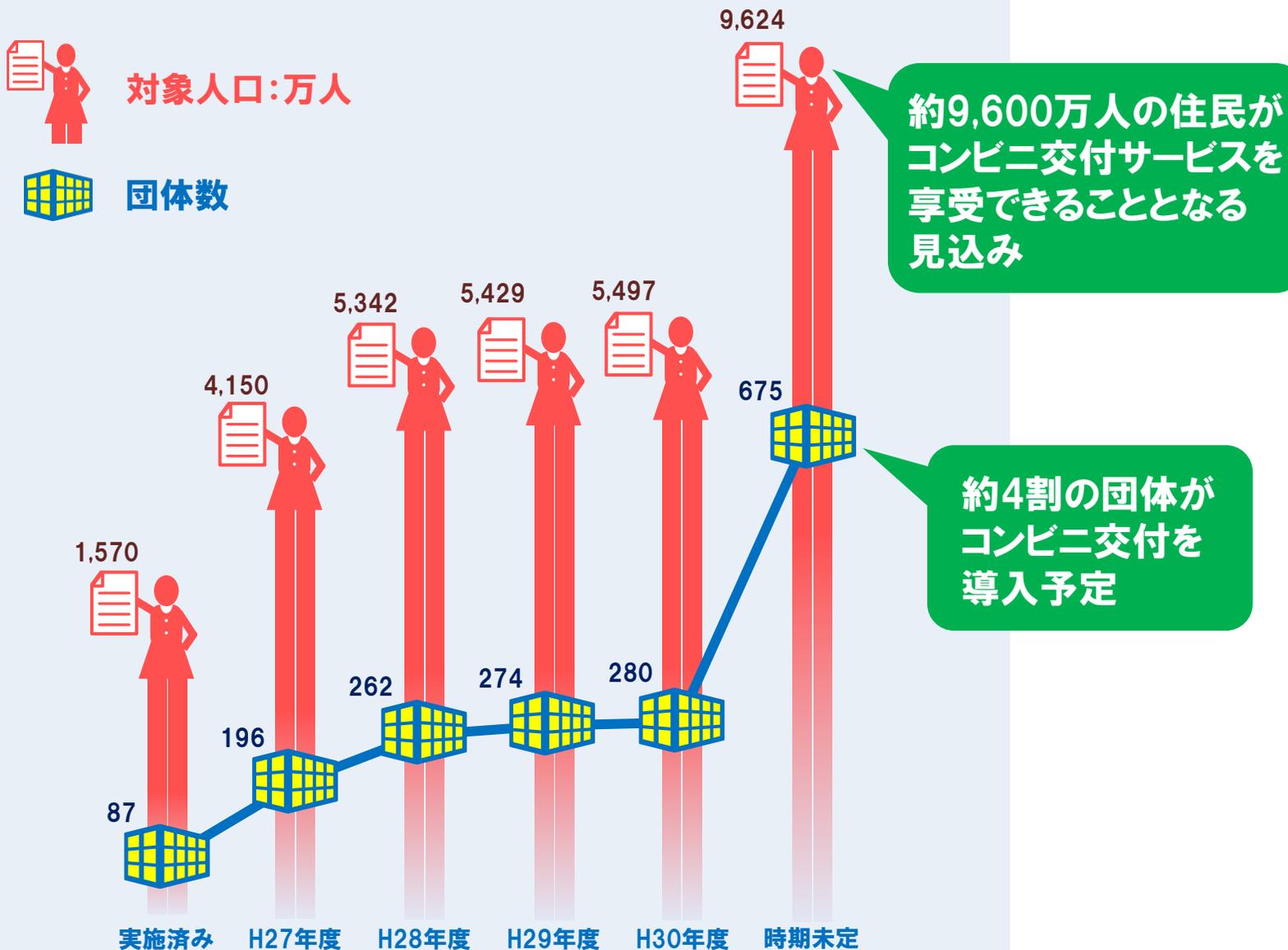
市区町村におけるメリット

- ICカード標準システムの導入が必須でなくなることで、コンビニ交付導入時のコスト負担が低減される。
- 証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付に係る事務コストが削減できる。
- 証明書種別ごとの暗証番号が不要となることで、パスワード管理の事務コストが削減できる。
- コンビニ交付を実施するための条例を制定する必要がなくなる。

利用者におけるメリット

- 証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付時間が短縮される。
- 現在コンビニ交付を行っていない市区町村の住民においても、個人番号カードを持っていれば、当該市区町村が新たにコンビニ交付を開始したタイミングで、特段の手続きなしにコンビニ交付が利用できる。
- 証明書種別ごとの暗証番号が不要となる。

II-2-⑥ コンビニ交付参加予定等の調査に見る実施団体・対象人口(累計)



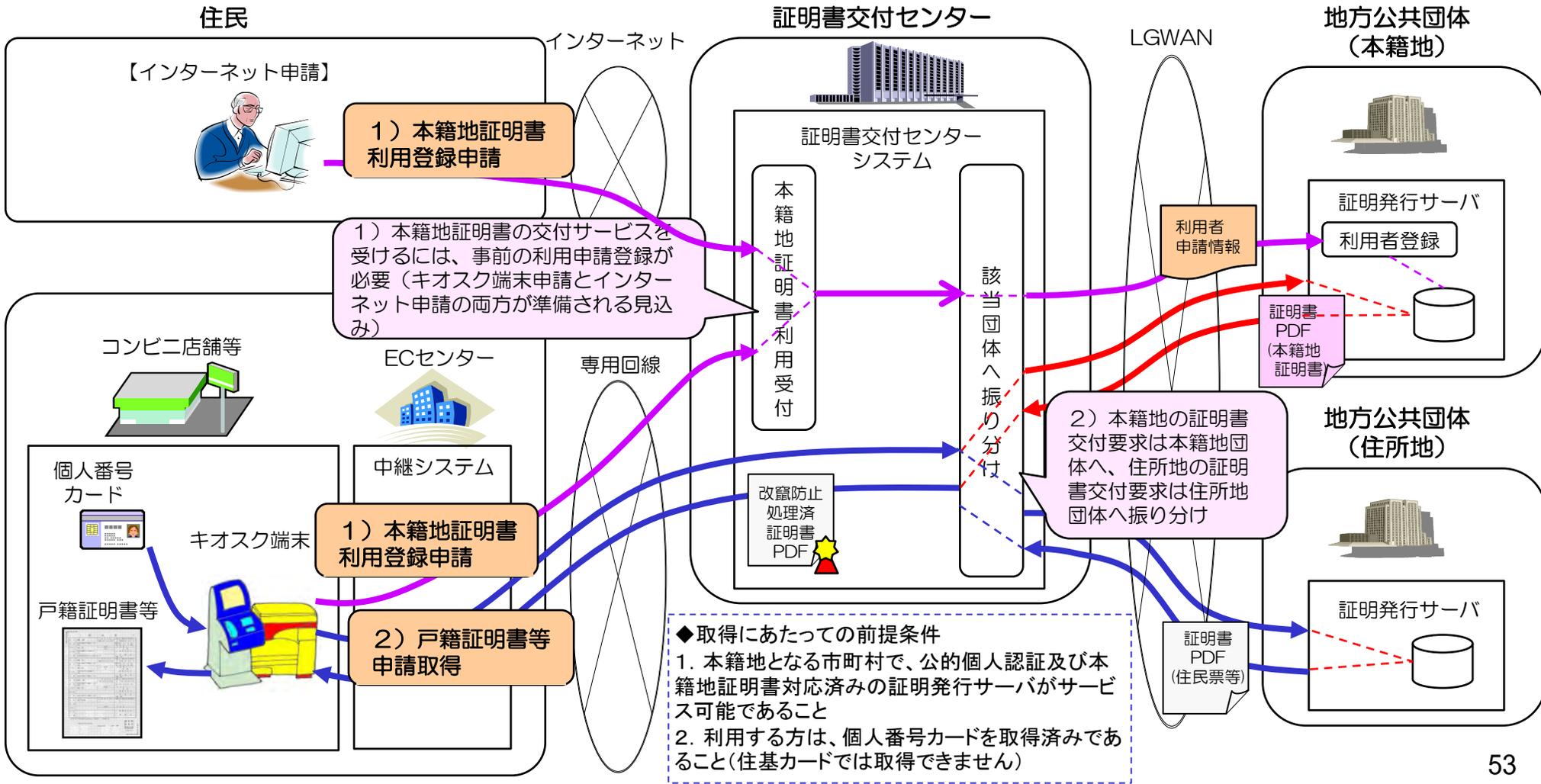
※平成26年1月1日現在の人口をもとに算出

II-2-⑦ 住所地と本籍地が異なる場合の戸籍証明書等交付について

住所地と本籍地が異なる住民に対して、コンビニ交付で戸籍証明書及び戸籍の附票の写し（以下「本籍地証明書」という。）を取得できる機能を加えるための検討を行っています。

本籍地証明書を取得するための手順は、次のとおりとなります。

- 1) 事前に、本籍地の証明発行サーバに本籍地証明書利用登録申請を行う（インターネットまたはキオスク端末による申請）。
→本籍地の戸籍担当者は申請情報に基づき、利用者登録（戸籍証明書と利用者の紐付け）を行う。
- 2) 数日後（利用者登録完了後）、キオスク端末より本籍地の戸籍証明書を取得する。



必要最低限の情報のみ記録

● 署名用電子証明書
・その暗証番号

● 利用者証明用
電子証明書
・その暗証番号

● 券面記載事項の
画像データ
・その照合番号

● 券面記載事項の
テキストデータ
・その暗証番号
及び照合番号

● 住民票コード
・その暗証番号

公的個人認証AP

● 行政機関等の他に、新たに
総務大臣が定める民間事業者
に対する電子申請等に利用

券面事項確認AP

● 券面が真正であることの確
認のために利用

券面事項入力補助AP

● 券面事項の入力作業を省略
する等のために利用

住基ネットAP

● 住基ネット事務で利用

ICチップ空き領域

● 市町村・都道府県等が
条例を定め利用可能
● その他政令で定めると
ころにより、国の行政機関
等が利用可能

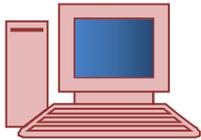
● 利用者番号（AP別）
・その暗証番号（AP別）

個人番号カードのICカード内には、プライバシー性の高い個人情報記録されない。

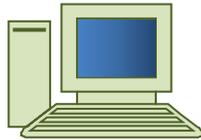
■『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報は記録されない。

II-3-② 個人番号カードのセキュリティ対策（その2）

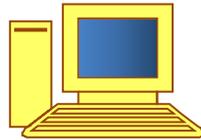
A サービス用システム



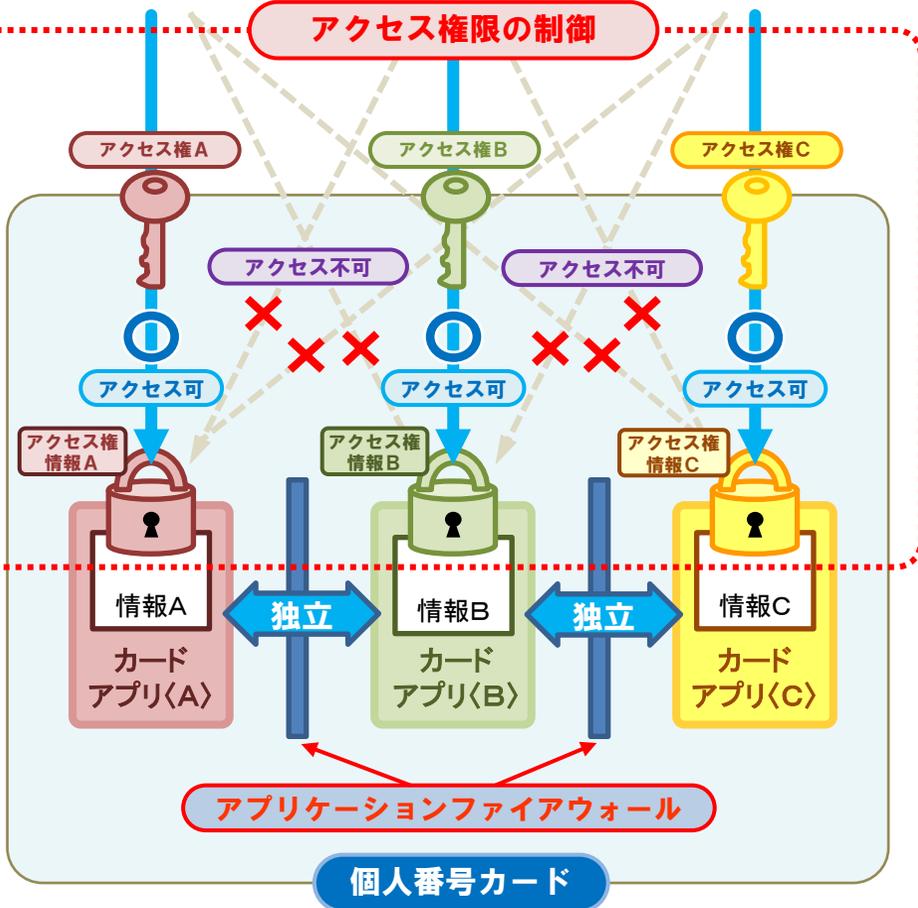
B サービス用システム



C サービス用システム



アクセス権限の制御



アクセス権限の制御

■ カード内の各情報毎にアクセス権情報を設定

アクセス権情報A アクセス権情報B アクセス権情報C

⇒「認証済みにより読出し可能」等の条件を示すセキュリティ属性

■ アクセス権が条件を満たすと情報にアクセス可能

① アクセス権情報に対し、認証／パスワード照合が成功した場合

⇒アクセス権*を獲得

アクセス権A アクセス権B アクセス権C

② アクセス権がアクセス権情報の条件を満たす場合

⇒情報へのアクセスが可能となる

※ 認証／照合結果としてカードに保持されるセキュリティステータス

アプリケーションファイアウォール

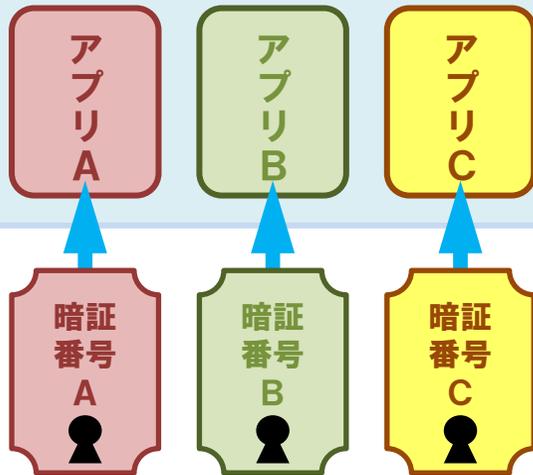
■ 情報を設定された各カードアプリケーション間は、「アプリケーションファイアウォール」により、カード内でそれぞれ独立している。

II-3-③ 個人番号カードのセキュリティ対策（その3）

暗証番号

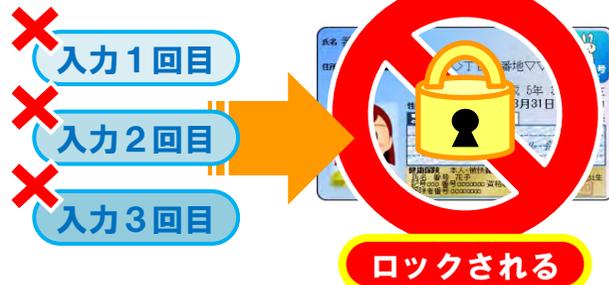
- アプリケーション毎に異なる暗証番号を設定し情報を保護

アプリ毎に異なる暗証番号



- 暗証番号の入力を一定回数以上間違えるとカードがロックされる

《イメージ》



耐タンパー性

- ICチップは偽造を目的とした不正行為に対する**耐タンパー性**を有する。

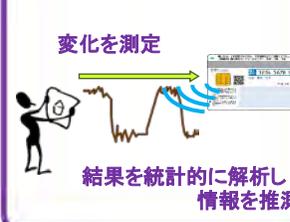
※タンパー(tamper): 「干渉する」「いじくる」「いたずらする」「勝手に変える」の意

偽造目的の主な不正行為

① ICチップを取り出し、電氣的または物理的に情報を不正に読み出す



② ICチップの電力消費量や処理時間等を測定・解析し、情報を推測



個人番号カードのICチップは、①と②の両方に対抗できる

① に対して

- 光が当たるとメモリ内容消去
- メモリ回路素子が表面から観察できない
- 電圧異常、クロック異常等の検知で動作停止
- メモリ素子の物理配置ランダム化&暗号化により、解読不可

② に対して

消費電力、処理時間をかくはんすることで、読み取った信号の統計的な解析を困難にする

ISO/IEC15408 認証

- セキュリティ機能評価の国際標準の認証を取得

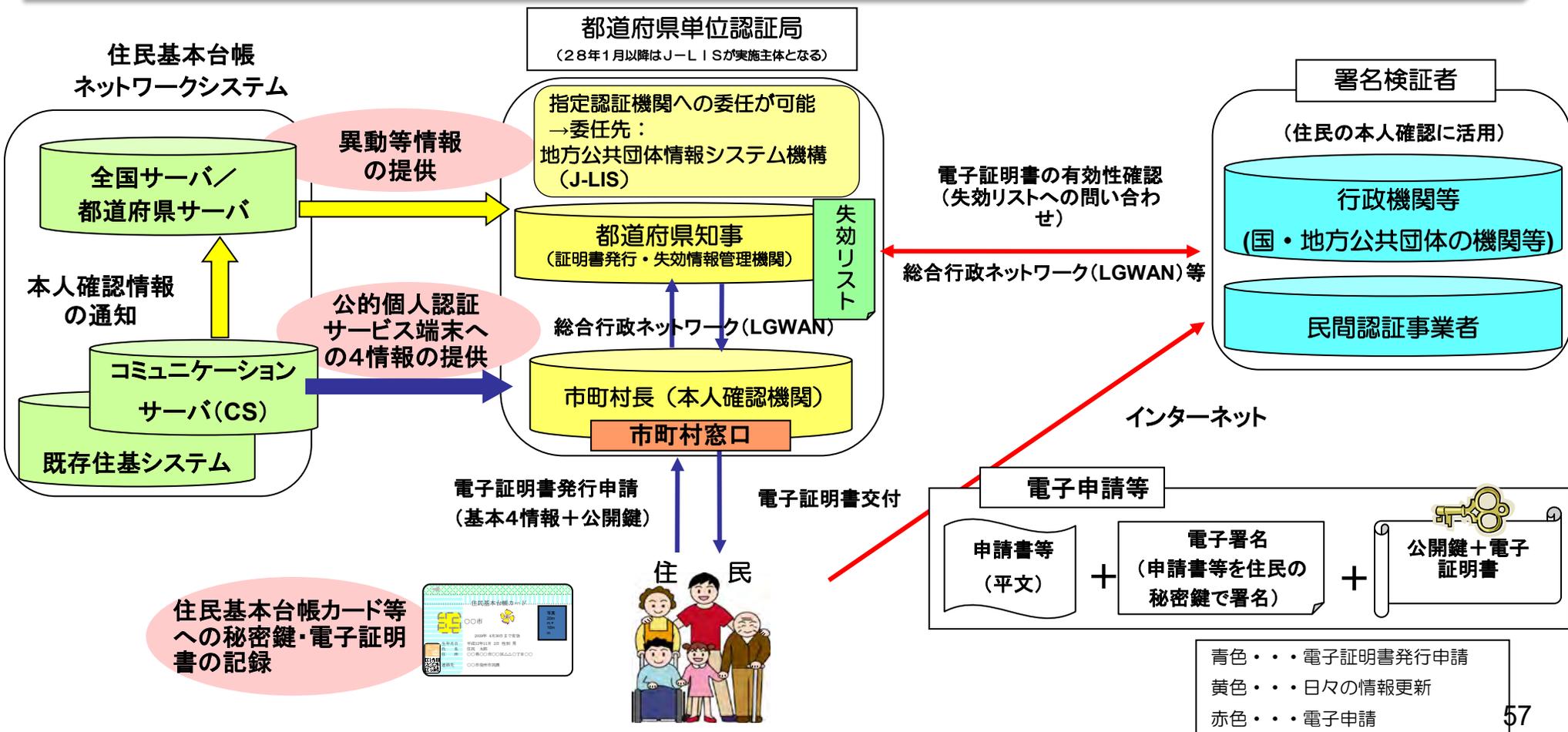
● ISO/IEC15408 認証とは

- ・コンピュータシステムや製品のセキュリティ機能の評価を行うための基準であるCC (Common Criteria)の国際標準
- ・スマートカードが必要とするセキュリティの要件を記述
- ・スマートカードの製品調達者は、CCに基づき、PP(Protection Profile: 利用者のセキュリティ要件を記述した要件仕様書)を作成
- ・開発者は、PPに基づき、ST(Security Target: セキュリティ開発方針を厳密に記述したセキュリティ設計仕様書)を作成し、これを実装した製品を開発
- ・評価機関が以上の過程を評価し、認証機関が認証

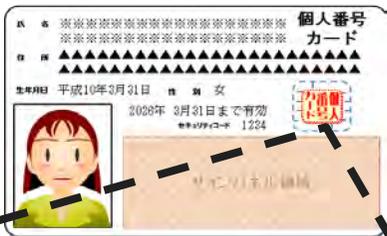


II-3-④ 公的個人認証サービスの概要

- オンラインでの行政手続等における本人確認のための公的サービス。
- 成りすまし、改ざん、送信否認などを防ぐため、高いセキュリティを確保。
- 電子証明書の発行件数：約284万件（2014年10月末現在）



II-3-⑤ 個人番号カードに格納される公的個人認証サービスについて



公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

署名用電子証明書(既存)

(性質)
インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)
e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。



署名用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ

氏名	〇〇 太郎
生年月日	〇〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区 〇〇〇〇 2-1-1
発行番号	S1111
発行年月日	〇〇年〇月〇日
有効期間	〇〇年〇月〇日
発行者	機構

署名用公開鍵

※基本4情報を記録

利用者証明用電子証明書(新規)

(性質)
インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)
マイ・ポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)



利用者証明用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

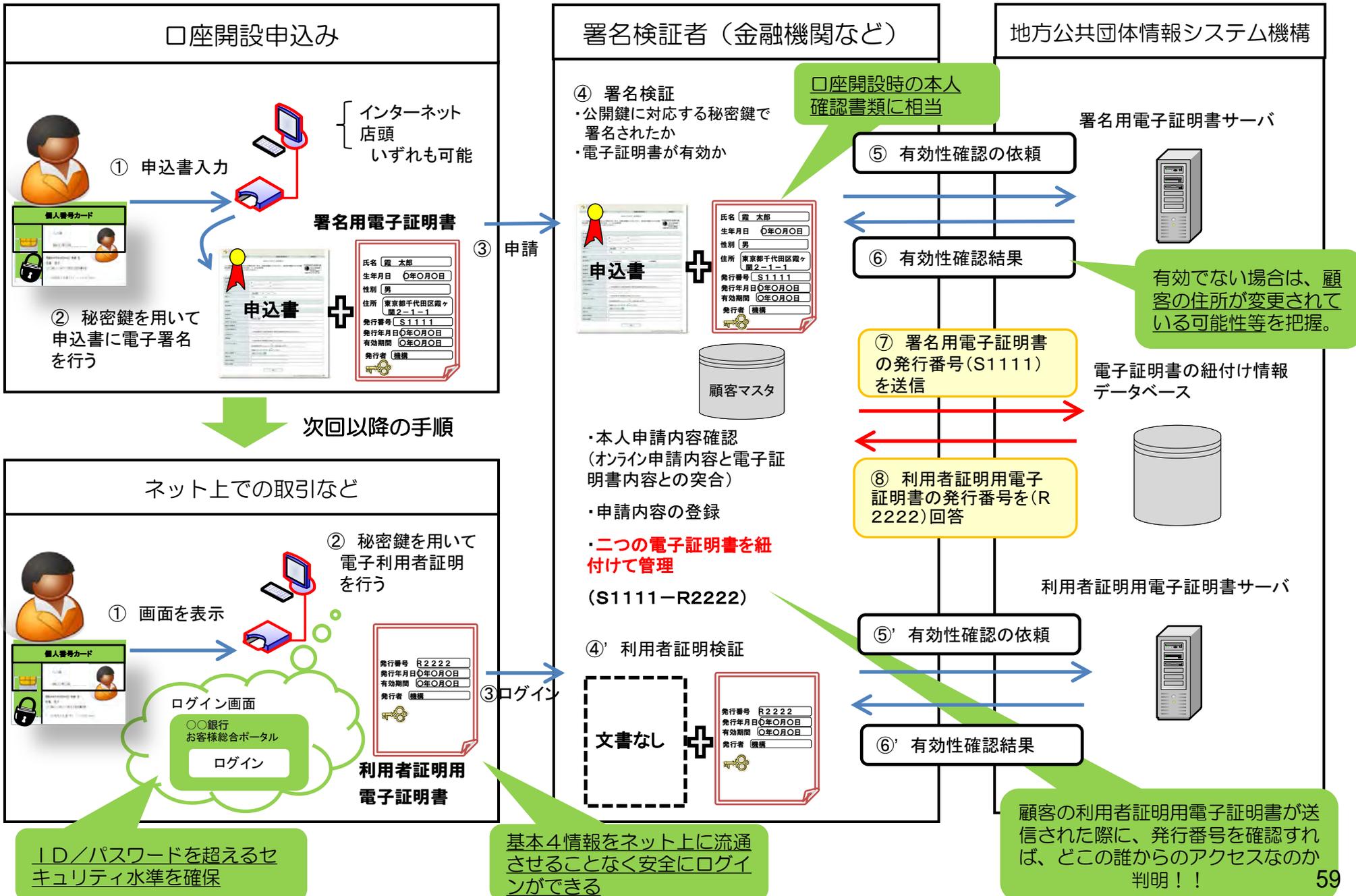
電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇〇年〇月〇日
有効期間	〇〇年〇月〇日
発行者	機構

利用者証明用
公開鍵

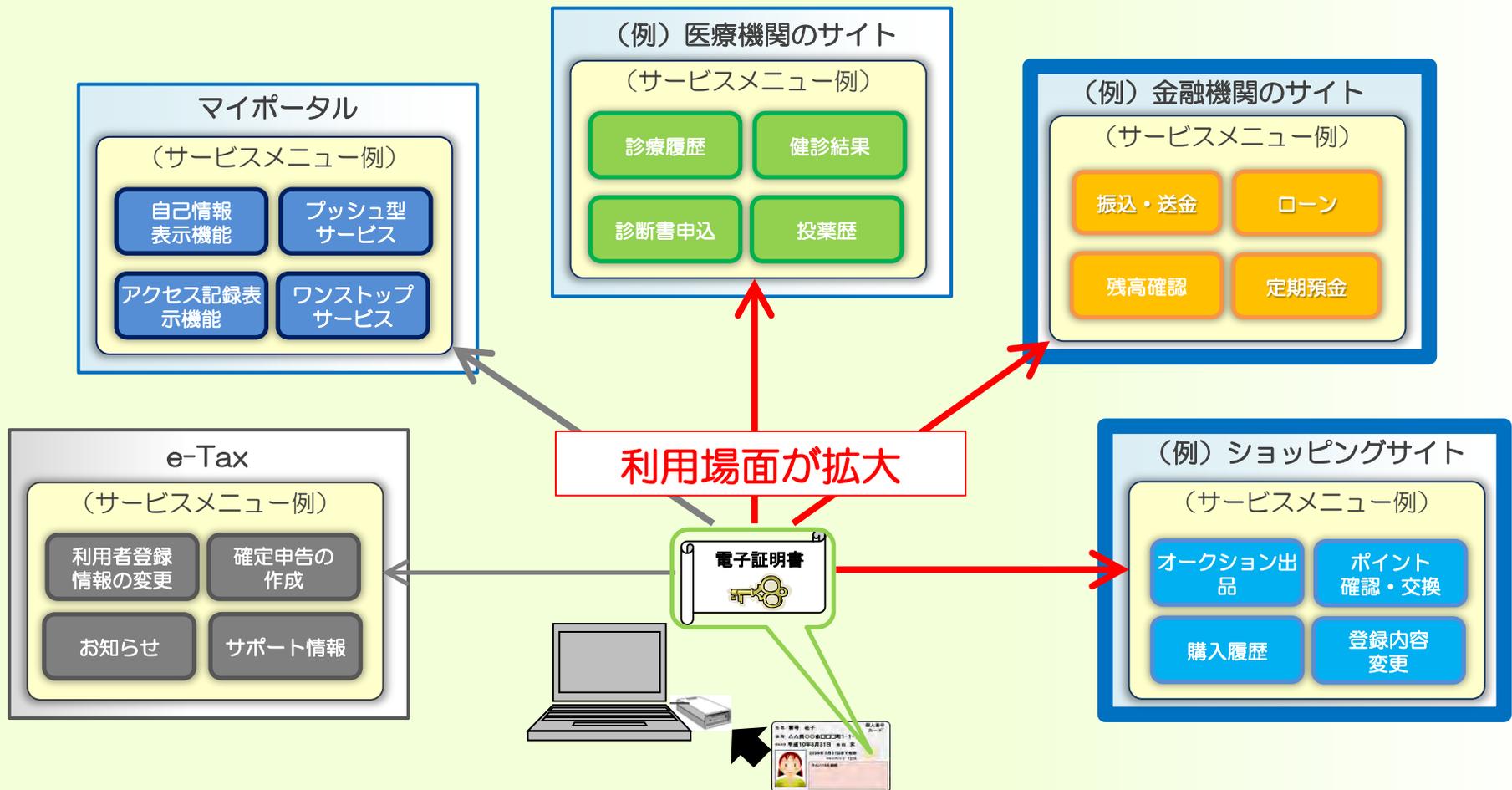
※基本4情報の記録なし

II-3-⑥ 新しい公的個人認証サービス(署名と利用者証明)活用フロー(イメージ)



II-3-7 公的個人認証サービスの民間拡大について

- e-Taxなど行政機関等の手続に限られていた公的個人認証サービスを民間企業の様々なサービスに利用が可能に
- ID・パスワード方式よりも高いセキュリティレベルを要求されるサービスへ、今後も普及拡大



II-3-⑧ 公的個人認証サービス利用によるメリット ～ 民間事業者の皆様へ～

公的個人認証の民間拡大

電子証明書



①安価で迅速な顧客登録（アカウント開設） （例）銀行オンライン口座など

従来の手続き方法に比べ、安価で迅速な開設が可能に。

②顧客情報の「異動」の契機の把握

顧客から提出を受けた電子証明書の利用により、何らかの顧客情報の変化を把握し、より迅速で効率的な情報更新が可能に。

③確実な登録ユーザーの確認

ID・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能を備え、確実な本人確認を実施。

④お客様カードの代替

顧客情報等に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することができるため、独自のメンバーズカードの発行が省略可能。

II-4-① 個人番号カードの普及に係る政府の方針

世界最先端IT国家創造宣言 改定(平成26年6月24日 閣議決定)

個人番号カードについては、そのICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用し、健康保険証や国家公務員身分証明書など、公的サービスや国家資格等の資格の証明等に係るカード類の一体化／一元化、個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスの拡大、放送・通信分野等における個人番号カードの民間利活用場面の拡大、実社会における対面及びオンライン上の非対面での本人確認手段としての利活用場面の拡大や、取得に係る負担の軽減等により、広く普及を図る。

世界最先端IT国家創造宣言 工程表 改定(平成26年6月24日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略(IT戦略)本部決定)

○ 個人番号カードの普及

- ・ 2016年1月より、個人番号カードの交付を開始する。個人番号カードの費用負担のあり方については、初回交付について窓口で本人の費用負担が生じないように、検討する。
- ・ 暮らしに係る公的サービス及び国家資格等の資格の証明に係るカード類(健康保険証、各種国家資格等資格証明書、国家公務員身分証明書等)について、個人番号カードへの一元化に向けた検討を行い、2016年1月の交付開始以降、順次、一元化を行うとともに、印鑑証明カードや施設利用カード等の個人番号カードへの一体化等、市町村による独自利用を推進する。
- ・ 個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスについて、利用できる地方公共団体・事業者を拡大するとともに、対象手続きの拡大について検討を行い、2016年1月以降、順次、拡大を行う。
- ・ 公的な身分証明書として、2016年1月までに、法令に基づくものを含め、官民の様々な本人確認を要する場面において本人確認手段として利用できるよう、取扱上の留意点を含め、調整・周知を行う。
- ・ 個人番号カードで利用できる公的個人認証サービスについて、署名用電子証明書の現在3年の有効期間の延長、利用者証明用電子証明書の導入や発行手数料の低減を図る。また、対面・書面に代わるものとして、当該サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しについて検討を行い、2016年1月以降、順次、実施するとともに、署名検証者の、金融機関や医療機関、CATV事業者等の民間事業者への拡大に向け、民間におけるユースケースの明確化に係る実証、民間事業者への利用の働きかけ等を行う。

○ マイナンバーの利活用推進

- ・ マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用(特に①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車検査登録事務等)について検討を行い、その状況を2014年秋までに政府CIOに報告する。

マイナンバー制度への期待と課題

期待

- ⇒マイナンバー制度は、社会保障制度や税制、IT社会の基盤となるもの。
- ・これまで実現が困難とされていた新たな制度設計が可能に。
- ・より正確な所得把握等を通じて、より公平な社会保障や税の執行を実現。
- ・行政機関での正確で効率的な情報管理に資する。
- ・国民が官民のオンラインサービスを安心、安全に利用し、メリットを実感できる社会を実現。

課題

- ⇒マイナンバー制度の導入、定着、そして発展に向けて、国民の期待は大きく、すでに多額の税金が投入されており、絶対に失敗は許されない。
- ・「個人番号カード」を広く国民に持ってもらうことが必要不可欠な大前提。
- ・仮に、個人番号カードを普及させる確実な手立てを講じられないのであれば、マイナンバー制度の施行は凍結すべき。

個人番号カードの普及策

交付方法の再考

多様な申請・交付の手段を市町村長が採りえるよう、柔軟に対応。

多くの国民が保有するカードとの機能一元化

健康保険証機能を個人番号カードに集約。自動車運転免許証も中長期課題として検討。

官民の各種カードの機能一元化

国や地方公共団体が発行するカードは順次個人番号カードに置き換え。民間事業者のICチップ空き領域利用解禁、社員証・学生証・診察券・キャッシュカード等に利用。

無料交付

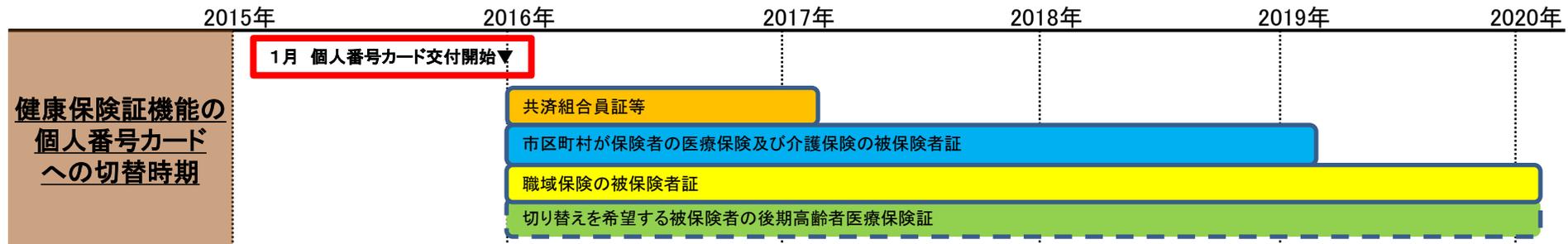
当面は国が全額費用負担し、無料交付。民間事業者（スポンサー）による費用負担も中長期課題として検討。

健康保険証機能の個人番号カードへの集約化

- **2016年1月以降、直ちに個人番号カードを健康保険証として利用**
- 健康保険証機能の個人番号カードへの集約化により、**2018年度までに約8700万枚普及**（国民の約2/3が保有）

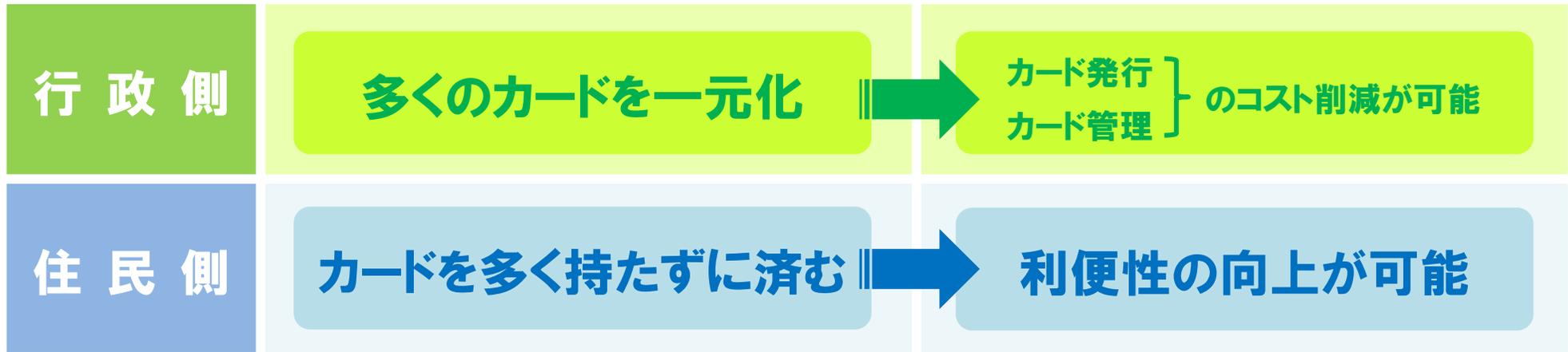


- 現行のマイナンバー法で対応可能。個人番号カードの普及効果大。
- 医療機関の窓口で被保険者番号の代わりにマイナンバーを利用
- 健康保険証発行費用の縮減、顔写真の確認による成りすまし受診の防止が可能
- 現行法で想定されているレセプトへのマイナンバー記載も容易
- 大規模なシステム改修は不要
- 個人番号カードの券面の空きスペースに保険者を識別するシールを貼るなどして、加入している保険の種類がわかるようにする必要



II-4-③ 個人番号カードの多目的利用の方法

利用によるメリット



主な利用の方法は2つ

	アプリのインストール	条例の制定
① 独自アプリを搭載する方法	利用希望者のカードへのインストール作業が必要	必要
② 標準アプリ(その中に格納される電子証明書)を活用する方法	作業不要 (標準搭載)	不要

II-4-④ 独自アプリを搭載する方法(現状)

サービス名	団体数	カードAPの種類	概要
コンビニ交付サービス	88	業務タイプA	コンビニでの証明書等交付に利用
自動交付機サービス	89	業務タイプA	自動交付機での証明書等交付に利用
広域交付・窓口交付サービス	20	業務タイプA	複数の市町村をまたがった証明書等交付に利用 市町村の窓口での証明書等交付に利用
申請書自動作成サービス	6	業務タイプA 共通カードAP	窓口で申請する書類に4情報等を自動的に表示(4情報等の記入の省力化のために利用)
図書館サービス	49	業務タイプA 共通カードAP	図書館カードとして利用
印鑑登録証サービス	58	業務タイプA 共通カードAP	印鑑登録証として利用
商店街ポイントサービス	5	独自AP	商店街共通のポイントカードとして利用
プリペイド式電子マネー機能サービス	4	業務タイプA	電子マネーとして利用
出退勤管理サービス	1	独自AP	職員の出退勤を管理するために利用
学童安心安全サービス	1	共通カードAP	児童の出席を管理するために利用
健康づくりポイント管理サービス	1	共通カードAP	温泉利用のためのポイントサービスとして利用
福祉相談支援サービス	1	共通カードAP	福祉サイト(ナビゲーション)で利用(停止中)
一時預りサービス	1	共通カードAP	電子ロッカーとして利用(停止中)
安否情報サービス	0	業務タイプD	消防庁の安否情報システムに避難者の情報を登録する際に利用(利用団体なし)

3. 海外に在留する者への行政サービスの提供のあり方

市町村の住民基本台帳に記録されている者が国外に転出した場合には、その者の住民票は消除され、以降、個人番号利用事務の処理に当たり活用される住基ネット上の本人確認情報（4情報（氏名・住所・生年月日・性別）、住民票コードとこれらの変更情報）の更新は行われぬ。また、個人番号カードは、国外に転出したときに失効し、当該カードを市町村長に遅滞なく返納しなければならないこととされている（番号法施行令第14条第1号及び第15条第3項）。

【検討の視点】

- 個人番号の利用により海外での提供が想定される行政サービス
- 行政サービスの提供主体のあり方
- 海外に関係する現行他制度との関係の整理

Ⅲ-1-① 検討の趣旨／海外在留者の個人番号に係る現行の取扱い

【検討の趣旨】

- 現行の番号制度では、海外在留者が個人番号を利用することが想定されているものの、個人番号を最新の4情報と紐付けて管理できないことや個人番号の変更ができないなどの課題があり、海外在留者は増加の一途をたどっていることから、海外在留者の個人番号の取扱いのあり方について検討をする必要性は高いものとする。

【海外在留者の個人番号に係る現行の取扱い】

- 市町村の住民基本台帳に記録されている者が国外に転出した場合には、その者の住民票は削除され、以降、個人番号利用事務の処理に当たり活用される住基ネット上の本人確認情報の更新は行われず。
- 個人番号カードは、国外転出時に失効し、当該カードを市町村に遅滞なく返納しなければならず、市町村は返納を受けたカードに失効した旨を表示し、当該カードを返納した者に還付するものとする。

(※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(以下「番号法施行令」という。)第十四条第1項第一号及び第十五条第3項の規定、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(以下「番号法カード省令」という。)第三十条参照。)

Ⅲ-1-② 海外在留者が個人番号を利用できる場合のメリット

○ 海外在留者に対して提供されているサービスの中で、個人番号を利用することにより、行政事務の効率化・利便性の向上等の効果が期待できるものは以下のとおり。

- ① 現在番号利用事務とされており、国外転出後も個人番号を利用した手続が必要となるもの
- (例) ・年金制度～：海外に居住する日本人は国民年金に任意加入可能
海外在住者でも、年金受給のための手続（裁定請求）や年金の継続受給が可能
- ・健康保険制度～：海外でかかった医療費は、一旦全額負担した（支払った）後、加入している健康保険組合等に請求手続を行うことで、健康保険組合等が負担する分の医療費の還付を受けることが可能
- ・税制度～：海外在留者が国内にある不動産の貸付による所得等、日本国内で生じた所得があるときは、日本における確定申告が必要となる

→ 上記に例示したような手続を行う際に、個人番号を利用することが想定されるところ

※ 国外転出時に、失効処理を行った個人番号カードを還付するため、個人番号の確認は可能であるが、個人番号の新規付番・変更等は不可

- ② 将来的に個人番号の利用対象として海外在留者に対する行政サービスに拡大されれば利便性が高まると考えられるもの
- (例) ・旅券の発給事務への活用
- ・渡航書等海外在留時の各種届出への活用
- ・在外選挙関係事務への活用
- ・マイ・ポータル／マイ・ガバメントを通じた各種・申請・届出・プッシュ型情報提供への活用

Ⅲ-1-③ 海外在留者が個人番号を利用する上での課題

【現行制度の手続（国内での取扱い）】

- ・住民に対して、住所地市町村の長が個人番号の付番を行い、個人番号を住民票の記載事項とした上で管理
- ・個人番号を本人確認情報として位置づけ、住基ネットを通じて個人番号・4情報の確認が可能
- ・個人番号の変更・個人番号カードの交付等の手続は、住所地市町村で実施

このような現行制度の手続を踏まえると、海外在留者が個人番号を利用する上で、以下2つの課題が想定されるところ。

1 個人番号・4情報の管理主体

国外転出した際、住民票が消除され、本人確認情報は更新されない取扱いとなる。そのため、海外在留時の個人番号・4情報の管理主体が不在となり、住民基本台帳や住基ネットを通じた個人番号・4情報の確認ができない状況となる。

2 個人番号関係手続の実施の方法

個人番号・4情報の管理とあわせて、海外在留者の個人番号の付番・変更、個人番号カードの交付・券面記載事項の変更等、個人番号関係の手続をどこで、どのように行うか、個人番号カードの継続利用は可能か、検討する必要がある。

Ⅲ-2-① 課題 1 個人番号・4情報の管理主体①

【課題】

1 個人番号・4情報の管理主体

国外転出した際、住民票が消除され、本人確認情報は更新されない取扱いとなる。そのため、海外在留時の個人番号・4情報の管理主体が不在となり、住民基本台帳や住基ネットを通じた個人番号・4情報の確認ができない状況となる。

【論点】

(1) 個人番号・4情報の管理主体

→ 現在、国内における運用では住所地市町村が担っている個人番号・4情報の管理主体をどこが担うか

(2) 個人番号・4情報の管理方法

→ 国外における個人番号・4情報の管理方法を、既存の制度等も参考にしつつ検討

①在留届に基づく情報の活用

②戸籍（@本籍地市町村）・住民基本台帳（@最終住所地市町村）の活用 等

③在外選挙人名簿の活用

(3) 法令等の整備

→ 国外転出した者の個人番号・4情報を管理する主体を規定する法令等の整備が必要

Ⅲ-2-② 課題1 個人番号・4情報の管理主体②

【個人番号・4情報の管理主体として想定される3パターン／整理表】

管理主体	海外在留者に対して実施する事務（例）	住民基本台帳の代替となる可能性のある制度	想定されるメリット・デメリット
①在外公館が実施	在留届、旅券に係る事務	在留届	<ul style="list-style-type: none"> ○在留届と一括して処理を行うことで効率化が期待される ●在外公館で個人番号・4情報の管理を実施することにつき、整理が必要
②直接市町村（最終住所地又は本籍地）が実施	国民年金に係る事務	住民基本台帳（除票） 戸籍簿	<ul style="list-style-type: none"> ○既存インフラ（住基台帳、住基ネット）の利用が容易 ●海外在留者にとって負担が大きい
③在外公館が窓口となり、窓口を経由して市町村で実施	戸籍に係る事務 在外選挙に係る事務	住民基本台帳（除票） 戸籍簿 在外選挙人名簿	<ul style="list-style-type: none"> ○在外公館を窓口とした事務フローが確立 ●在外公館を経由することでタイムラグが発生するおそれがあるとともに、新規の事務を在外公館で実施することに際し調整項目が多い

Ⅲ-2-③ 課題2 個人番号関係手続の実施の方法

【課題】

2 個人番号関係手続の実施の方法

個人番号・4情報の管理とあわせて、海外在留者の個人番号の付番・変更、個人番号カードの交付・券面記載事項の変更等、個人番号関係の手続をどこで、どのように行うか、個人番号カードの継続利用は可能か、検討する必要がある。

【論点】

(1) 対象となる手続・実施方法

(想定される個人番号関係手続)

- ・個人番号の付番・変更の手続
- ・個人番号カードの交付・再交付
- ・個人番号カードの記載事項の変更 等

※J-LISへの委任により行っている手続をどのように実施するか

(2) 事務フロー及び在外公館など関係機関の役割分担

→ 既存の事務処理（在外選挙）の事務フロー・役割分担も参考にしつつ検討

(3) 個人番号カードの国外での使用

→ 将来的な取扱いとして、個人番号カードについては、国外転出先でも個人番号証明に係る一定のニーズがあることを踏まえ、個人番号カードを有効な状態で国外でも使用できる取扱いとすることは可能か

(懸案事項)

- ・公的個人認証の有効性
- ・カード管理情報の共有

(4) 法令等の整備

→ 国外転出した者の個人番号関係事務の取扱いを規定する法令等の整備が必要

Ⅲ-2-④ 想定される課題への対応例

【想定される対応例】

○国外転出前の最終住所地市町村において、個人番号・4情報の管理を行う。

・個人番号・4情報の管理

国外転出前の最終住所地市町村において、国外転出者の個人番号・4情報を、当該市町村に居住する住民の住民基本台帳に準じて管理する。住基ネット上も、既存の国内居住者に準じて、国外転出者の個人番号・4情報を記録し、変更の都度、更新を行うものとする。

・住民票コード・個人番号の付番の手続

出生届が在外公館経由で本籍のある市町村に送付された場合、最終住所地市町村に通知を行うことを義務づけ、当該通知に基づき、住民票コード及び個人番号の付番を行う。個人番号の通知についても、最終住所地市町村が行うこととする。

・個人番号カードの交付・管理

個人番号カードの交付・管理については、国内の扱いに準じて、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への委任により、最終住所地市町村が行うこととする。

カードの交付は在外公館の窓口で行うこととし、番号確認と本人確認を行った上で、交付することとする。

カード管理情報については、最終住所地市町村において、住基ネットに記録することとする。

Ⅲ-2-⑤ 海外在留者の個人番号利用のイメージ

【海外】

出生時

窓口事務(申請等の受付)を実施。
最終住所地市町村と海外在留者のパイプ役を担う。

出生届の提出

個人番号を通知 1234...

個人番号カード交付申請

個人番号カードの交付 1234.....

在外公館

本籍のある市町村

出生の通知

個人番号の付番

最終住所地市町村

【国内】

国外転出者の個人番号・4情報の管理を担う。
国外転出者の個人番号・4情報を、当該市町村に居住する住民の住民基本台帳に準じて管理する。

既存住基
(国外転出者)

住基ネット

国外転出者の個人番号・4情報を記録し、変更の都度、更新を行う。
カード管理情報については、最終住所地市町村において、住基ネットに記録する。

納税手続

日本国内で生じた所得について確定申告を行う際に番号を記載

法定調書の名寄せや申告書との突合が、より効率的かつ正確に行えるようになり、所得把握の正確性が向上

税務署

年金の裁定請求

厚生年金の裁定請求の際に個人番号を提示

在留証明等添付書類の省略ができるようになる可能性有

年金事務所

III-3 海外在留者の個人番号カードの利用（マイ・ポータル／マイ・ガバメントを活用した行政サービス）

○ 海外在留者の個人番号カードの利用が可能となることで、海外在留時でもマイ・ポータル／マイ・ガバメントによる行政サービスの利用及び提供を受けることができるようになる。

そのことにより、以下の内容が実現することで、海外在留者の行政手続きに係る利便性がより一層向上することが期待される。

- ・海外在留時でも、行政手続きに係る電子申請が可能となる。
- ・海外在留時でも、行政手続きの事務処理に係る情報提供等記録の確認ができるようになる。
- ・在外公館や最終住所地市町村・本籍のある市町村等から、プッシュ型情報の提供を受けることが可能となる。

【マイ・ポータル／マイ・ガバメントで提供するサービス（マイナンバー等分科会の資料を一部編集）】

提供する主なサービス

利用者の自己情報の閲覧

利用者の特定個人情報や医療・健康・介護等に係る自己情報を、マイ・ポータルや公的個人認証を利用して、分かりやすく、タイムリーに、必要に応じ閲覧可能に

プッシュ型サービス

利用者に係る情報に基づき、その利益になる情報（政府広報等お知らせ、子育て等サービス情報、給付金等の資格通知、権利の得喪に係るアラート等）を提供

ワンストップサービス

引越しや死亡等のライフイベントの際に必要な官民の様々な手続きを、オンラインで一括化

利便性の高いサービス利用に必要な基盤

電子的に完結するよう、必要な情報をデータで入手・利用する仕組み（マイポータル/電子私書箱）

（例：生命保険料控除証明書等をデータで受信し、そのままe-taxによる確定申告等に利用等）

シームレスな官民サービス利用を可能とする、本人確認に係る官民連携基盤

（例：民間ポータル上でのお知らせ確認、e-taxで確定申告→そのままオンライン銀行で納付等）

Ⅲ 海外在留者の個人番号に係る関連規定

※番号法施行令

(個人番号カードが失効する場合)

第十四条 法第十七条第六項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 個人番号カードの交付を受けている者が国外に転出をしたとき。

二～十 (省略)

(個人番号カードの返納)

第十五条

1、2 (省略)

3 個人番号カードの交付を受けている者は、前条第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当した場合には、個人番号カードを返納する理由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該個人番号カードを、その者につき直近に住民票の記載をした市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

4、5 (省略)

※番号法カード省令

(国外転出者に対する個人番号カードの還付)

第三十条 住所地市町村長は、令第十五条第三項の規定により個人番号カードの返納を受けた場合（令第十四条第二号、第五号又は第六号に該当して当該個人番号カードの返納を受けた場合を除く。）においては、これに当該個人番号カードが失効した旨を表示し、当該個人番号カードを返納した者に還付するものとする。

Ⅲ 【参考】現状の関連制度における海外在留者の扱い①

○ 在留届／帰国届

在留届：旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付け。ただし、3か月未満でも任意届出可能。

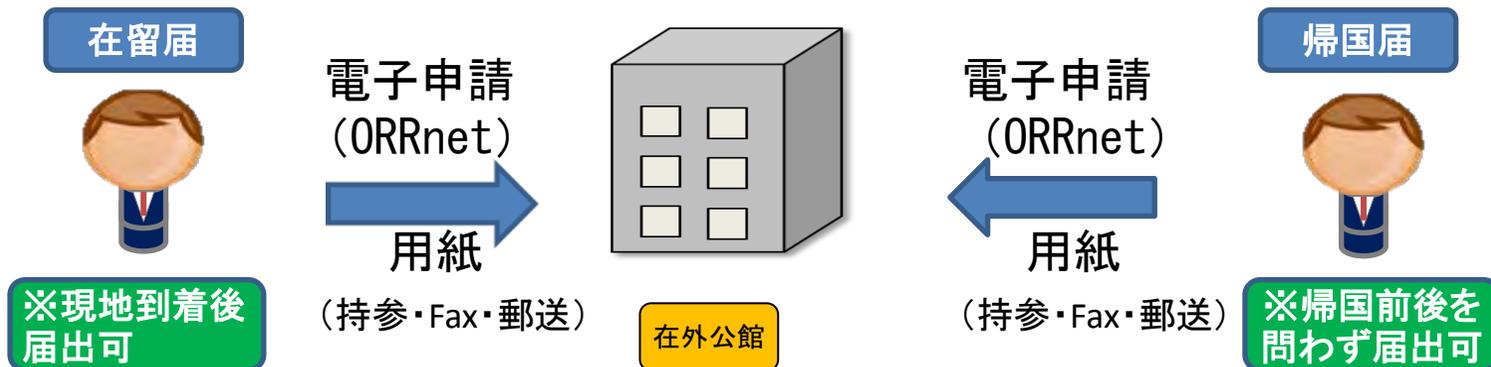
- ・ 在留届は、実際に現地到着後、住所等確定した情報について届出。
- ・ 在留届の提出方法
電子届出（在留届電子届出システム（ORRnet））あるいは用紙（在外公館へ持参・Fax・郵送）
- ・ 在留届の記載事項
氏名、本籍、海外住所・留守宅などの連絡先、旅券番号、同居家族等

帰国届：在留届の記載事項の変更届として帰国届を提出。

- ・ 帰国届の提出方法
電子届出（ORRnet（変更・帰国届出））あるいは用紙（在外公館へ持参・Fax・郵送）

※在留届を用紙（在外公館へ持参・Fax・郵送）で行った場合、電子届出不可

※記載事項（氏名、本籍、旧住所、新住所および連絡先、旅券番号、同居家族等）



Ⅲ 【参考】現状の関連制度における海外在留者の扱い②

○ 在外選挙

国外に居住する日本人は、在外選挙人名簿への登録を行うことで、国政選挙における在外投票が可能となる。

※在留届提出時点で、在外選挙人名簿登録申請が可能となる（平成19年～）。

（ただし在留届（ORRnet）のような電子申請手続は未整備）

・ 投票方法

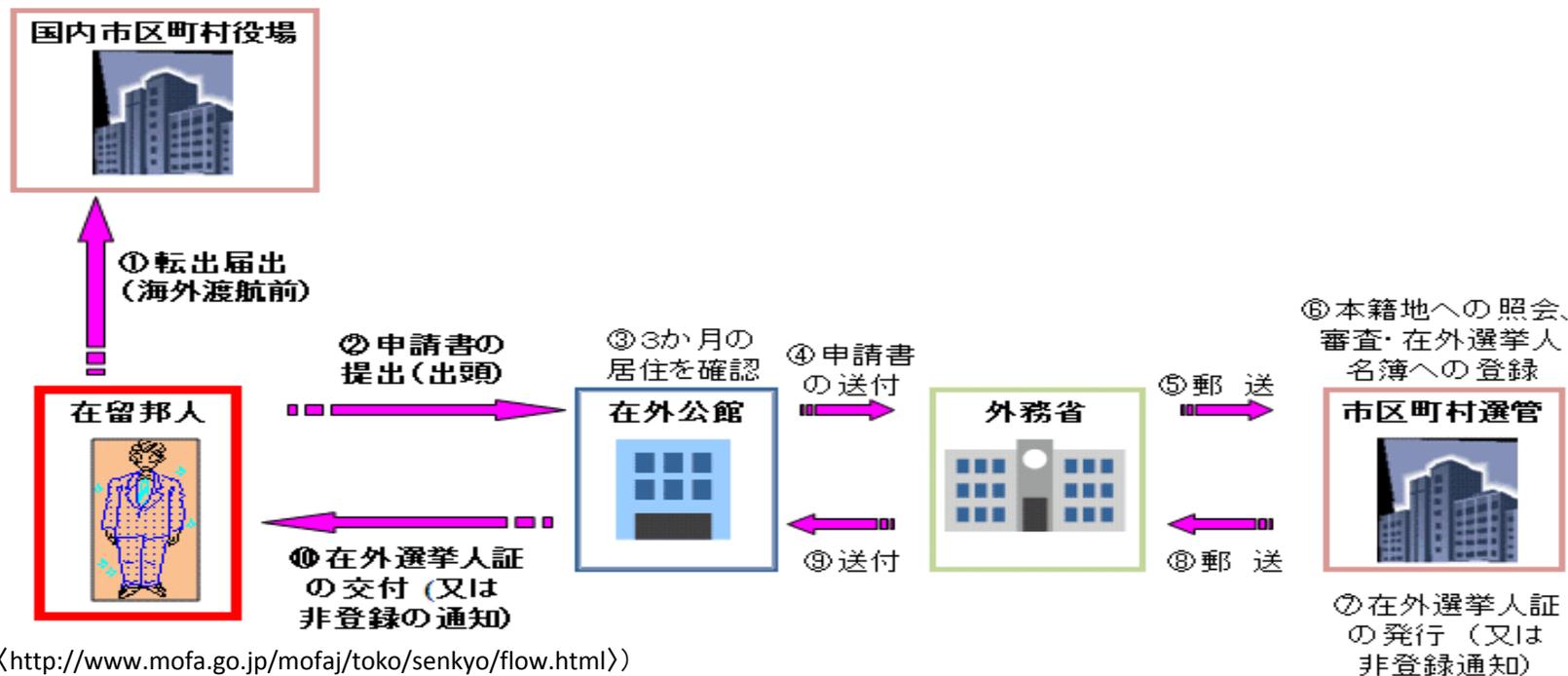
在外公館投票と郵便投票のいずれかの投票方法を選択できるようになる（平成16年～）。

比例代表選挙のみでなく、小選挙区選挙にも投票が可能となる（平成19年～）。

・ 在外選挙人名簿登録を行う市区町村

在外選挙人名簿登録申請の対象となる選挙管理委員会は、平成6年4月30日以前に出国した者、国外で生まれ日本で暮らしたことがない者は本籍地、それ以外は出国時の住民票所在地の市区町村となる。

※転居や婚姻等により、在外選挙人証の記載事項（住所・氏名）を変更する場合、届出義務有り。

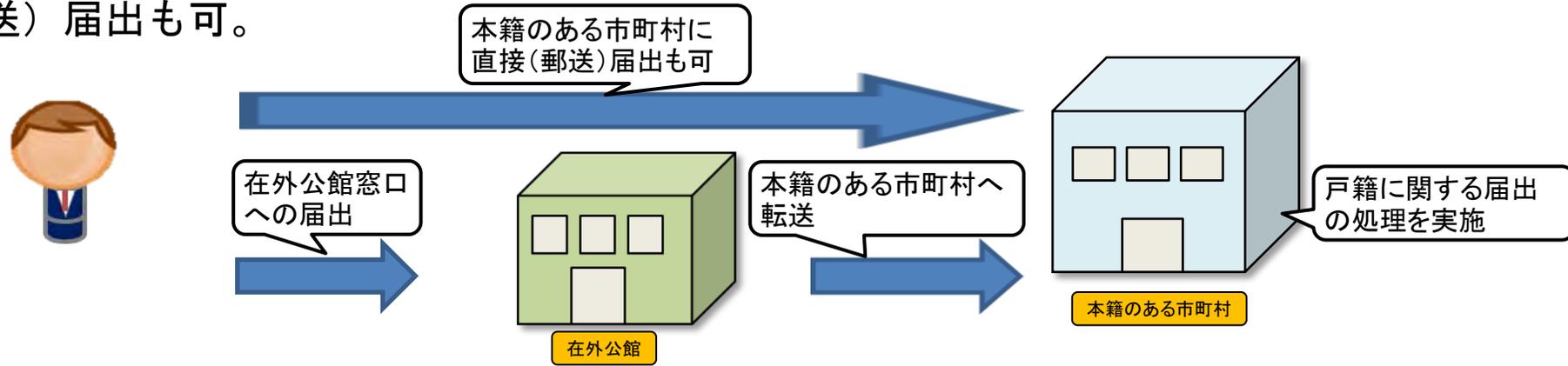


Ⅲ 【参考】現状の関連制度における海外在留者の扱い③

○ 戸籍制度

海外で国籍・戸籍の記載事項に変動があった場合は、例え当事者や届出人が海外にいる場合であっても、日本の戸籍法に基づいて届出が義務付け。

在外公館窓口を通じて本籍のある市町村へ届出によるほか、本籍のある市町村に直接（郵送）届出も可。



<手続一覧>

【戸籍関係】出生届、婚姻届、死亡届、離婚届、認知届、養子縁組届、特別養子縁組届、外国人との婚姻による氏の変更届、外国人との離婚による氏の変更届、離婚の際に称していた氏を称する届、入籍届、転籍届、親権（管理権）届、婚姻解消事由（死亡事項）記載方に関する申出書、戸籍法に基づく国籍取得届、申出書、追完届

【国籍関係】国籍選択届、国籍喪失届

※出生届：生まれた日を含めて3ヶ月以内に届出。なお、出生により外国の国籍も取得している場合、この届出期限を過ぎると日本国籍を喪失し、日本側への出生届は不可能となる。

4. マイポータルを活用したプッシュ型情報提供・電子申請

マイポータルについては、番号法附則第6条において、政府は、番号法施行後1年を目途として情報提供等記録開示システム（マイポータル）を設置することとされており、主な機能として以下のものが想定されている。

- ① 情報提供記録表示：自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能（番号法附則第6条第5項）
- ② 自己情報表示：行政機関が保有する自分の特定個人情報を確認する機能（番号法附則第6条第6項1号）
- ③ プッシュ型サービス：一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能（番号法附則第6条第6項第2号）
- ④ ワンストップサービス：行政機関などへの手続を一度で済ませる機能（番号法附則第6条第6項第3号）

また、「IT国家創造宣言（改定）」（平成26年6月24日閣議決定）及び「同工程表（改定）」（平成26年6月24日IT戦略本部決定）において、政府は情報提供等記録開示システムについては、スマートフォン、タブレット端末やCATVなど、多様なチャンネルで利用可能にするとともに、その機能を拡大し、プッシュ型・ワンストップサービスなど、暮らしに係る利便性の高い官民のサービスを利用可能なマイガバメントへの拡張を図るとされている。

【検討の視点】

●プッシュ型情報提供の地方公共団体における具体的活用事例の検討

- ① 年齢別や地域別等の分類による広いグループに対する情報提供
災害情報などの地方公共団体からのお知らせ
- ② 特定の個人に対する情報提供

子育てや介護等のサービスに係る情報提供、各種給付等の資格通知（保育所の入所手続、予防接種や健診のお知らせ、国民健康保健の資格確認など）

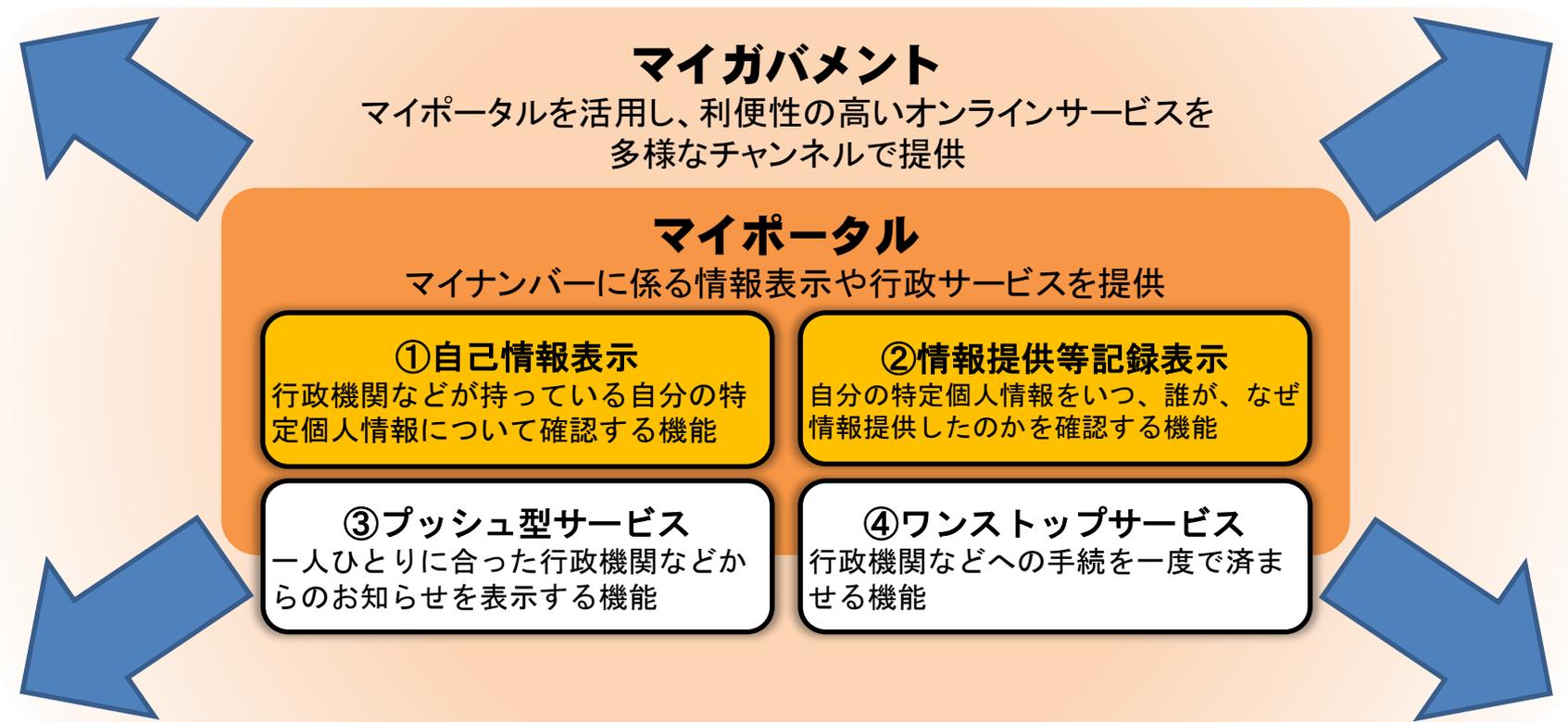
●プッシュ型情報提供からマイポータル上で電子申請につなげるための仕組みの検討

●民間事業者との連携を含めた将来的な活用の可能性（ワンストップサービスの実現）

電子申請に伴う税金や公金収納に際しての民間金融機関との連携、住所変更等に伴うライフライン事業者、金融機関等との連携 等

IV マイポータル／マイガバメントについて

- マイナンバー法附則において、政府は、2017年1月を目途に、①自己の特定個人情報及び②その提供記録の確認を行うことが出来る「**マイポータル**」(情報提供等記録開示システム)を設置することとされている。
また、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用も視野に入れ、マイ・ポータルを利用した、マイナンバー利用事務に係る③プッシュ型サービス及び④ワンストップサービスの提供や、簡易な本人確認等について検討し、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされている。
- これを踏まえ、政府のIT戦略である「世界最先端IT国家創造宣言」においては、マイ・ポータルの活用し、利便性の高いオンラインサービスをパソコンや携帯端末など多様なチャンネルで利用可能にする「**マイガバメント**」を実現するとされている。



IV マイポータル／マイガバメントのイメージ



利用機会の確保
 ・多様で身近な利用
 チャネルの確保
 ・情報弱者対策

本人確認

本人の特定が不要なサービス
 (認証なし)

マイ・ポータル／マイ・ガバメント
 (仮称)

災害・防災情報

災害・防災情報提供
 サービス(仮称)

情報通信総合戦略(仮称:内閣官房)

オープンデータ
 ポータル

ITダッシュボード

政府が提供する電子行政サービス (e-Gov、各府省システム等)

政府からのお知らせ等

電子申請システム

電子申請システム

地方公共団体等が提供する電子行政サービス

各地方公共団体から
 のお知らせ等

電子申請システム
 eLTAX

電子申請システム
 eLTAX

国税電子申告・納税システム等(国税庁)

確定申告書等
 作成コーナー

e-Tax

e-Tax

ねんきんネット(日本年金機構)

ねんきんネット

特定個人向けサービス

医療・健康情報
 サービス(仮称)

本人の特定が必要なサービス
 (ID+パスワードなど)

ライフイベント(出生、結婚、転居、退職、死亡など)
 毎の申請等を官民ワンストップで提供するサービス

ワンストップサービス(仮称)

行政機関・民間運動型
 ワンストップサービス

電子私書箱

(名称未定)

主に民間からの情報を
 受け取るサービス

高いレベルで本人の特定が必要なサービス
 (公的個人認証など)

H28度3Q～

情報提供記録等開示システム
 (マイ・ポータル:内閣官房)

情報提供等記録表示

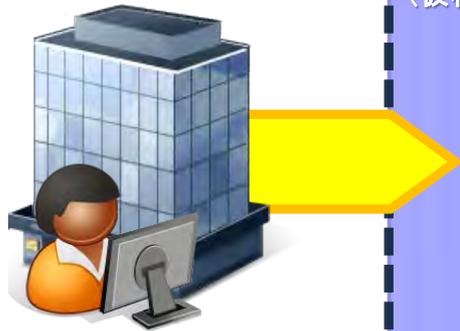
自己情報表示

お知らせ情報表示
 (プッシュ型サービス)

主に行政機関からのお知らせ情
 報を受け取るサービス

民間コンテンツ

IV マイガバメント（法人向け）のイメージ



法人の特定が不要なサービス
(認証なし)

マイ・ポータル/マイ・ガバメント
(仮称)

災害・防災情報

災害・防災情報提供
サービス(仮称)

情報通信総合戦略(仮称:内閣官房)

オープンデータ
ポータル

ITダッシュボード

政府が提供する電子行政サービス等 (e-Gov、各府省システム等)

政府からのお知らせ等

電子申請システム

電子申請システム

地方公共団体等が提供する電子行政サービス

各地方公共団体からの
お知らせ等

電子申請システム

eLTAX

電子申請システム

eLTAX

国税電子申告・納税システム等(国税庁)

法人番号公表
(仮称)

e-Tax

e-Tax

法人の特定が必要なサービス
(ID+パスワードなど)

入札参加資格の一括届出サービスなど

ワンストップサービス(仮称)

法人向け
ワンストップサービス

電子私書箱

(名称未定)

高いレベルで法人の特定が必要なサービス
(商業登記に基づく電子認証など)

民間コンテンツ

Ⅳ マイポータル／マイガバメントの構築

利用者の特定個人情報等の閲覧を可能とする情報提供等記録開示システム(いわゆるマイポータル)を拡張し、暮らしに係る官民の利便性の高いオンラインサービスを、誰もが安全かつ手軽に利用できる「マイガバメント」を構築する(※名称については見直しを検討)。

提供する主なサービス

利用者の自己情報の閲覧

利用者の特定個人情報や医療・健康・介護等に係る自己情報を、マイポータルや公的個人認証を利用して、分かりやすく、タイムリーに、必要に応じ閲覧可能に

プッシュ型サービス

利用者に係る情報に基づき、その利益になる情報(政府広報等お知らせ、子育て等サービス情報、給付金等の資格通知、権利の得喪に係るアラート等)を提供

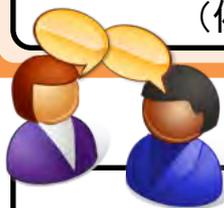
ワンストップサービス

引越しや死亡等のライフイベントの際に必要なとなる官民の様々な手続きを、オンラインで一括化

利便性の高いサービス利用に必要な基盤

電子的に完結するよう、必要な情報をデータで入手・利用する仕組み(マイポータル/電子私書箱)
(例: 生命保険料控除証明書等をデータで受信し、そのままe-taxによる確定申告等に利用等)

シームレスな官民サービス利用を可能とする、本人確認に係る官民連携基盤
(例: 民間ポータル上でのお知らせ確認、e-taxで確定申告→そのままオンライン銀行で納付等)



サポートを受けながらの利用や
代理人による利用に係る環境整備



スマートフォンやCATV等、
利用チャンネルや認証手段を拡大

IV IT戦略におけるマイナンバー制度の位置づけ

(改訂) 「世界最先端IT国家創造宣言」及び「工程表」 (平成26年6月24日閣議決定)

	「マイガバメント（仮称）」の実現	個人番号カードの普及	マイナンバー及び法人番号の利活用
創造宣言	<ul style="list-style-type: none"> 政府情報システムについて、個人番号カード等による本人認証を一括して行える<u>認証プラットフォーム（仮称）の構築に向けて検討。</u> マイポータルをスマートフォンやCATV等、<u>多様なチャネルで利用可能に。</u> マイポータルの機能を拡大し、暮らしに係る利便性の高い官民オンラインサービスを可能とする<u>「マイガバメント（仮称）」を実現。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用、<u>健康保険証などのカード類を一体化/一元化。</u> 個人番号カードで利用できる<u>サービスの拡大、民間利活用場面の拡大、本人確認手段としての利活用場面の拡大。</u> <u>取得に係る負担の軽減。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関が公表する法人情報に法人番号を併記。法人情報の検索等を容易にし、利用価値を高める。 法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な<u>「法人ポータル」を構築。</u> 情報連携等により更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、<u>マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討。</u>
工程表	<p>【短期（2014年度～2015年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> マイポータルの活用を前提に、<u>主な機能・内容（プッシュ型サービス、ワンストップサービス等）について検討。</u> 認証プラットフォーム（仮称）の構築に向けて検討するなど、本人確認やAPI等の連携の枠組みを構築。 スマートフォンやCATV等、<u>利用チャネル及び認証手段の拡大に向けた検討。</u> 公共施設への端末の設置等、情報弱者の利用に向けての対応策の検討。 <p>【中・長期（2016年度～2021年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2017年1月以降、順次、 ① <u>主な機能のサービス提供の開始</u> ② 本人確認の連携による官民オンラインサービスのシームレスな連携の実施 ③ <u>利用チャネル及び認証手段の拡大</u> ④ 情報弱者対応策の実施 	<p>【短期（2014年度～2015年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年1月以降、順次、 ① 交付開始（<u>費用負担が生じないように検討</u>） ② <u>一元化/一体化、市町村の独自利用推進</u> ③ 個人番号カードを用いたサービスを利用できる地方公共団体等及び対象の手続きを拡大 ④ 身分証明書としての取扱上の留意点を含め、調整・周知 ⑤ 公的個人認証サービスについて、対象となる行政手続等の拡大・見直しについて検討、署名検証者の民間事業者への拡大に向けた実証・働きかけ <p>【中・長期（2016年度～2021年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>一元化/一体化、市町村の独自利用推進</u> ② <u>民間事業者の空き領域利用ニーズを検討</u> ③ 個人番号カードを用いたサービスを利用できる地方公共団体等及び対象の手続きを拡大 ④ 身分証明書としての利用を推進 ⑤ 公的個人認証サービスの対象手続きの拡大・見直し、民間事業者への利用の働きかけ 	<p>【短期（2014年度～2015年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年1月以降、順次、 ① 行政機関が公表する法人情報に法人番号を併記 ② 「法人ポータル（仮称）」の検討・構築 ③ 法人情報の効率的・効果的な利活用方策について検討・実施・推進 ④ <u>2014年秋までに、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を行い、政府CIOに状況を報告</u>（特に①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車検査登録事務等）。 <p>【中・長期（2016年度～2021年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 2018年1月以降、公表する法人情報には原則法人番号を併記 ② 2017年1月より「法人ポータル（仮称）」の運用開始 ③ 法人情報の効率的・効果的な利活用方策について検討・実施・推進 ④ 個人事業主や法人の支店等に対する法人番号の付番について検討 <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について、<u>番号法改正法案を提出。</u>

IV-1-① マイ・ポータルの有効活用が期待できる事例

※ 社会保障・税に関わる番号制度のマイ・ポータルに係るユースケース分析等に関する調査研究(内閣官房社会保障改革担当室)より抜粋

ユースケース分析:ユースケース一覧

マイ・ポータルを活用することによって、行政サービスの向上等が期待されるユースケースを分析

番号	名称	関連 バ ン ト	想定されるサービスの概要
1	更なる利便性を確保した確定申告	税務	<ul style="list-style-type: none"> ・税務当局等からの確定申告のお知らせ等が送付対象のマイ・ポータル利用者(以下「利用者」という。)の情報提供するためのシステム上の領域(以下「利用者フォルダ」という。)に通知される。 ・利用者は自己情報表示機能により、確定申告に必要な情報を入手し、申告書作成に活用できる。
2	大学等奨学金事業における各種手続	教育	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等への進学前や入学時等、奨学金の募集が始まる前に奨学金制度の情報をログイン前のエリアで知ることができる。 ・奨学金返還者たる利用者には、返還残額等のお知らせや返還のリマインド等が利用者フォルダに通知される。 ・減額返還等の申請のために、利用者が自身の所得金額の確認を行うことができる。
3	被災時におけるマイ・ポータルの活用	災害	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後に被災者を支援する制度のお知らせが、対象となる利用者の利用者フォルダに通知される。 ・遠隔地に避難した利用者がオンラインで地方公共団体に支援制度を申請できる。
4	乳幼児等予防接種に関する各種手続	子育	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が管理する乳幼児の利用者フォルダに対して、必要な予防接種の案内が届くと、事前に登録した保護者のメールアドレスあてにお知らせ通知メールが届く。 ・必要に応じて接種記録の確認を行うことができる。
5	年金に関する確認と各種手続	転職 退職	<ul style="list-style-type: none"> ・年金の加入状況等、利用者のステータスに合わせて、国民年金の資格取得の案内やねんきん定期便のお知らせ等が利用者の利用者フォルダに通知される。 ・国民年金の加入手続をオンラインで申込みことができる。
6	介護に関する各種手続	介護	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護(要支援認定を含む。以下同じ)の認定完了通知、利用できる介護サービスや補助制度の案内等が対象となる利用者の利用者フォルダに通知される。 ・案内された負担軽減措置等をオンラインで申込みことができる。
7	障害者の支援に関する確認と各種手続	障害	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が行う支援等の情報が、対象となる利用者の利用者フォルダに通知され、利用者は居住地で受けられるサービスの種類や内容を知ることができる。 ・案内された負担軽減措置等をオンラインで申込みことができる。
8	失業者の総合支援	就労	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体やハローワークが提供する就業支援サービス等の求職活動に役立つ案内が、希望する利用者の利用者フォルダに通知され、掲載情報を活用して求職活動を行う。 ・送られてきた通知から、地方公共団体が開催するイベントへの参加をオンラインで申込みことができる。
9	個人番号カード等に関する各種お知らせ	—	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対して、個人番号カード及び電子証明書の更新のお知らせ等が事前に利用者フォルダに通知され、オンラインで更新申請の手続を行うことができる。
10	結婚・妊娠・出産に関する各種手続	結婚 妊娠 出産	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は、結婚時の転出届等の手続をオンラインで行うことができる。 ・妊娠した女性の利用者フォルダに、健診や出産までに必要な各種手続等の情報が通知され、送られてきた通知から 母親教室や育児教室への参加をオンラインで申込みことができる。

IV-1-② プッシュ型情報提供の対象となる情報

◆プッシュ型サービス：一人ひとりに合った行政機関などからののお知らせを表示する機能（番号法附則第6条第6項第2号）

●地方公共団体がプッシュ型で提供する情報

地方公共団体がプッシュ型で提供する情報として、以下の類型が考えられる。

①地域別に提供する情報

【例】・災害警戒情報の提供 ・地域のイベントの広報

②年齢別に提供する情報

【例】・後期高齢者医療制度の案内 ・年金に関する確認と各種手続
・人間ドック助成申請

③世帯構成別に提供する情報

【例】・延長保育利用申し込み ・乳幼児等予防接種に関する各種手続
・乳幼児医療費助成申請 ・母親教室、育児教室の案内

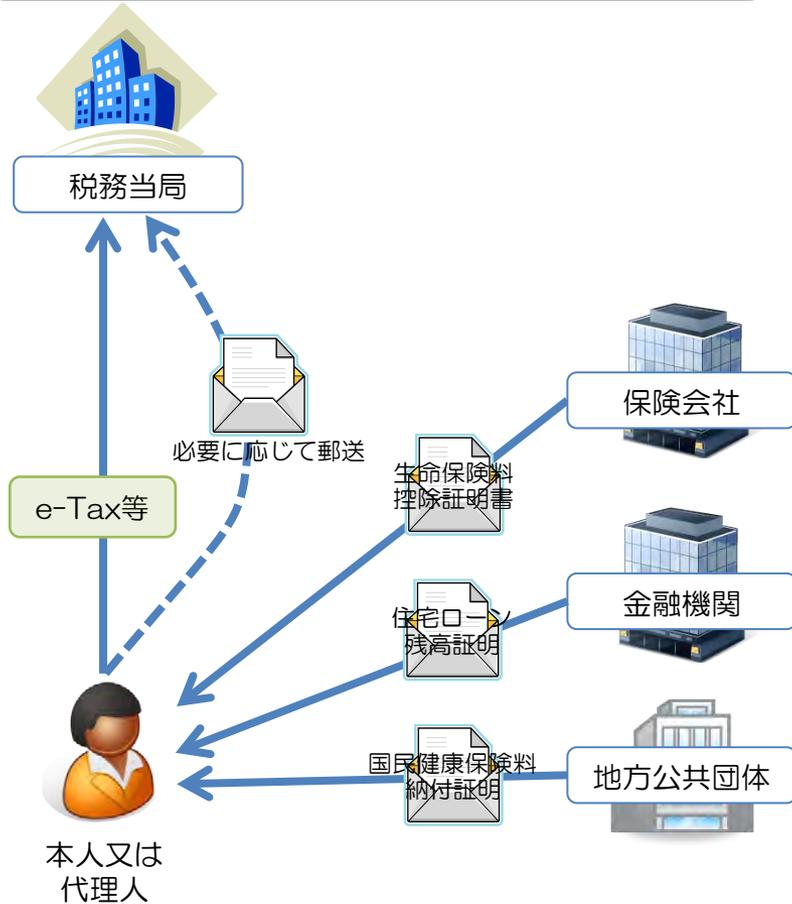
※自治体が行う行政サービスについて、サービスを受けられる可能性がある住民を抽出して、効率的にサービスに係る情報を提供することができる。

＝真にサービスの提供が必要な住民に対し、漏れなくサービスに係る情報を提供することができる。

IV-3-① イメージ① 確定申告の省力化等（電子私書箱+マイポータル）

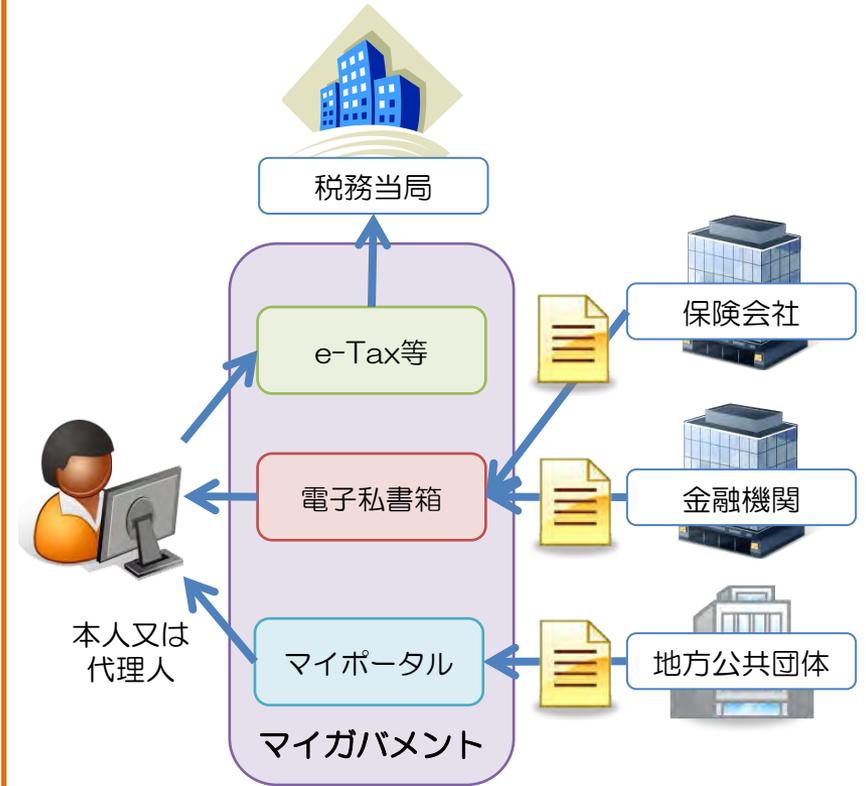
現状

控除に関する申告については、各種支払等証明書など、保険会社や地方公共団体等から郵送される書類を元に申告書を作成し、e-Tax等を利用してオンラインで行う必要（必要に応じ、別途郵送が必要な書類もある）。



今後

各種支払等証明等の電子データを、マイガバメント上で受領（民間企業からは電子私書箱で、行政機関からはマイポータルで）し、そのままe-Tax等に転記可能とすることにより、転記の省力化や書類管理の負担を軽減。また、各種支払証明書を発行する企業にとっても証明書等の発行事務及び郵送費などの削減が期待できる。

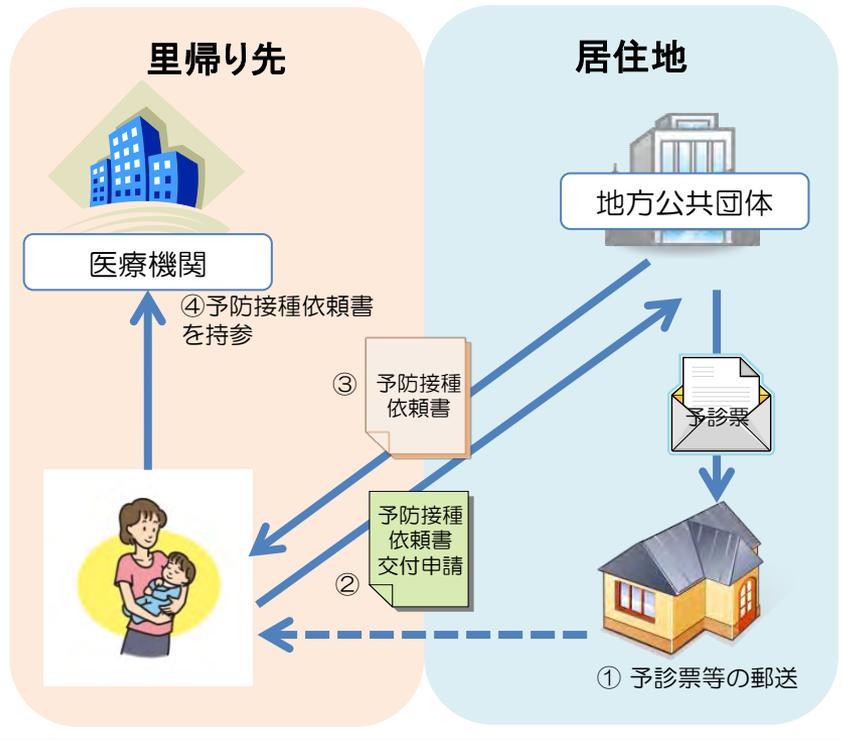


IV-3-② イメージ② 予防接種サービス（プッシュ型サービス+電子私書箱）

現状

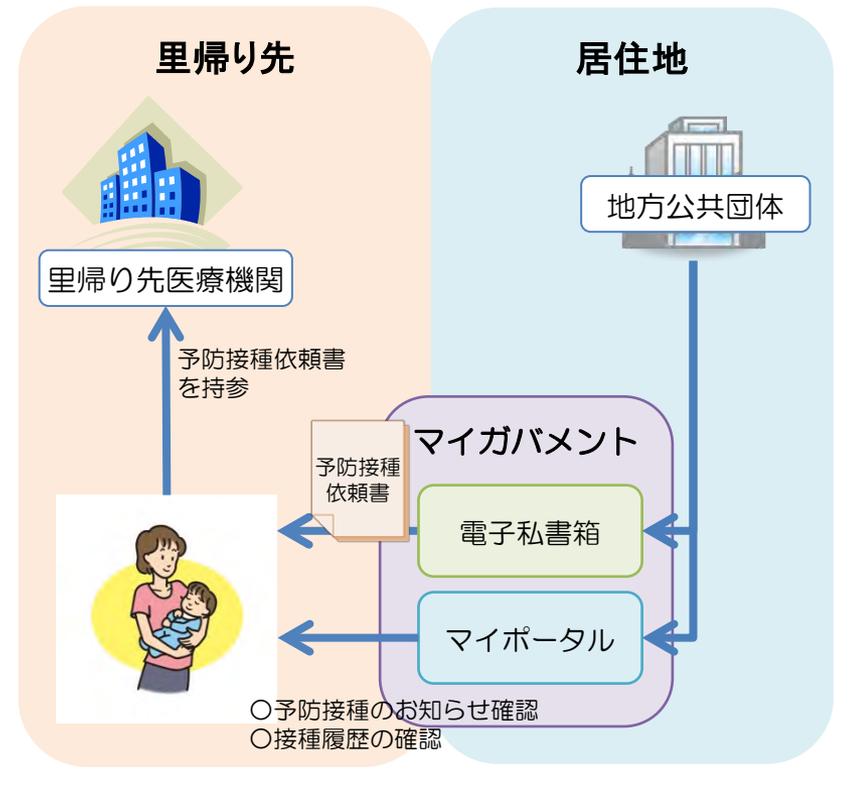
乳幼児の予防接種については、事前に対象者のいる世帯に郵送される予診票を、医療機関に持参して接種する。里帰り出産等により、居住地外の医療機関で予防接種を受ける場合、居住地の地方公共団体から予防接種依頼書等を取得する必要があるが、予診票の送付に気づかず、予防接種の時期を逸する恐れがある。

※ 居住地外の手続きについては地方公共団体により異なる場合がある。



今後

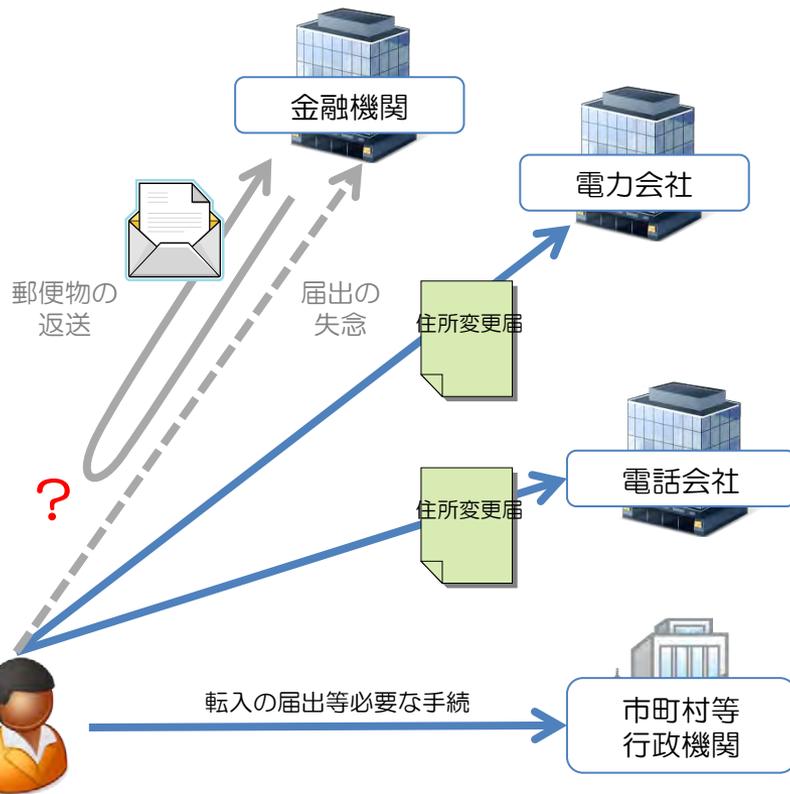
マイポータルで居住自治体からの予防接種のお知らせやリマインドを確認し、必要な場合は電子私書箱経由で予防接種依頼書を取得することで、里帰り先でも確実に予防接種を受け、接種履歴を確認することが可能になる。



IV-3-③ イメージ③ 引越しワンストップ（ワンストップサービス）

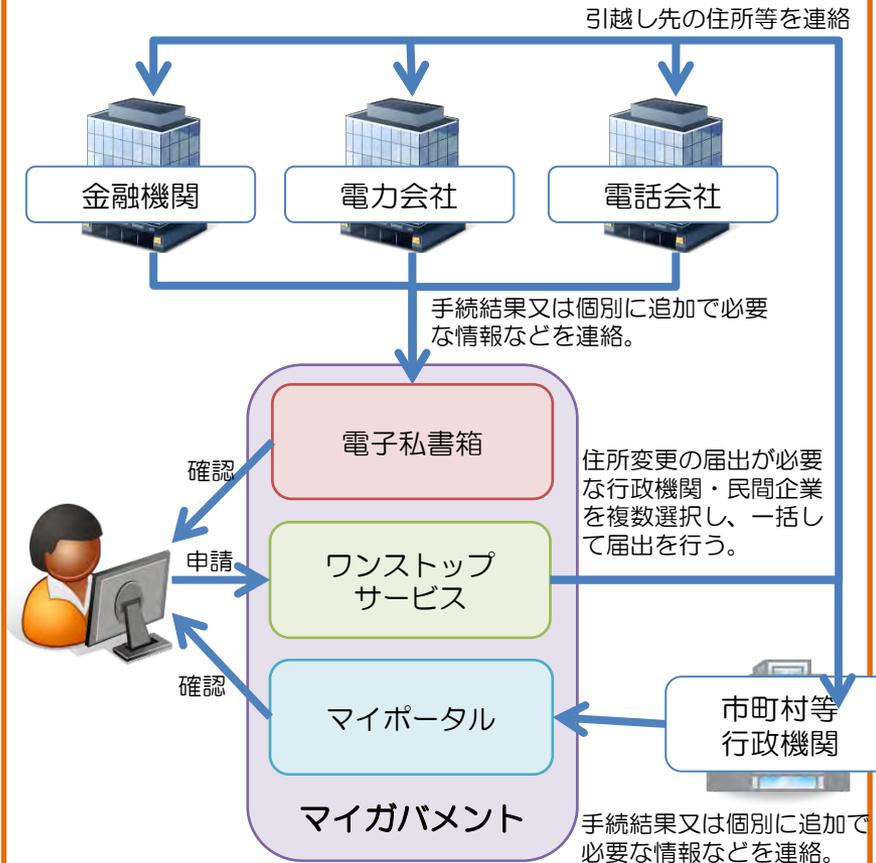
現状

引越しの際は市町村のほか、異動元／異動先のライフライン事業者（電力、電話等）や金融機関等に、個別に住所変更等を届出なければならない。
届出を失念した場合、事業者からの郵便物が届かない等、別途、住所を確認するが生じ、本人・事業者双方に負担。



今後

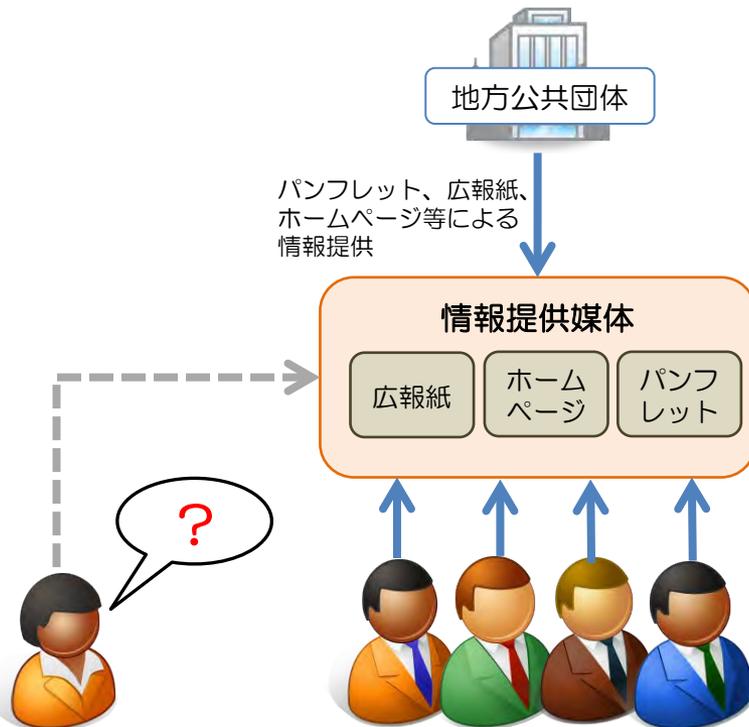
住所変更の届出が必要な異動元／異動先の行政機関・民間企業を抽出し、選択の上、一括して行うことを可能とする（結果は電子私書箱等により確認）。
個別に類似の届出を行う手間を削減するとともに、失念がないか、確認が容易。



IV-3-④ イメージ④ きめ細かい行政サービスの周知・提供 (プッシュ型サービス+ワンストップサービス)

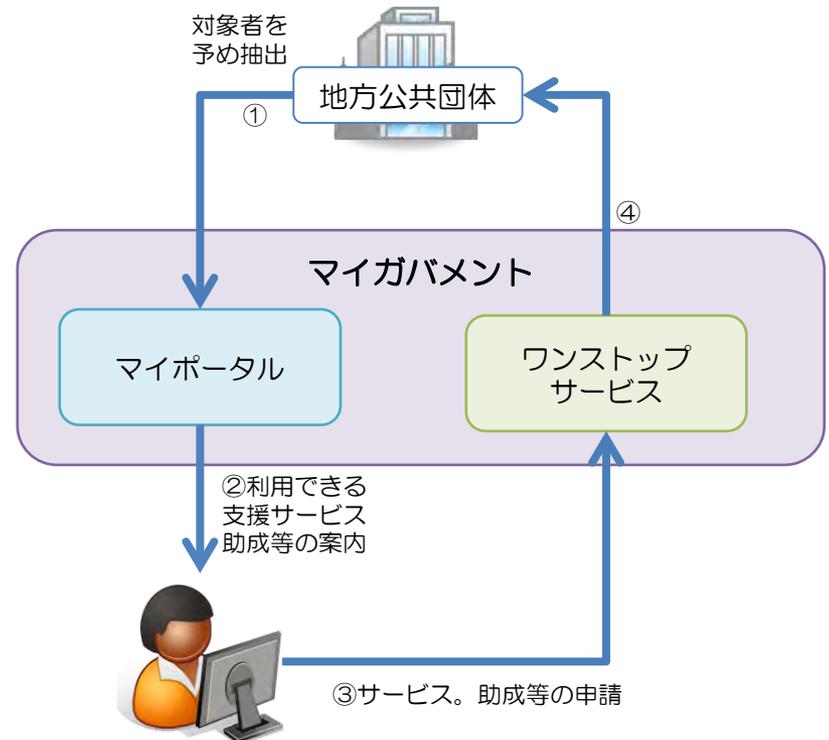
現状

地方公共団体等は各種支援サービスや助成等の案内を、パンフレットや広報紙、ホームページ等で情報提供しているものの、その情報が十分に行き届かず、該当することに気付かないまま、そのサービスを受ける機会を逸してしまうことがある。



今後

地方公共団体は、利用できる支援サービスや助成等について対象者を予め抽出し、マイポータルのお知らせ情報表示機能を経由して直接本人にお知らせする。本人又はその家族（代理人）は、サービス案内等を確認し、利用を希望する場合はワンストップサービス等を利用して申請等を行う。



IV-3-⑤ マイナンバー等分科会 中間とりまとめの概要

「世界最先端のIT利活用社会」のインフラとして、マイナンバー制度の普及と利活用を図るため、国・地方・民間が連携して取り組むべき事項を取りまとめ。

【目指すべき社会】

- 誰もがより安全・安心にインターネットを利用できる基盤を持つ社会
- 誰もが必要な時に自身の情報にアクセスし、利活用でき、サービスへの満足度が向上する社会
- 国・地方・民間の様々な手続き・サービスが、シームレスかつ効率的に連携し、広く電子的に完結できる社会

<p>個人番号カード</p> <p>誰もが取得できる 実社会・オンラインの 本人確認手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 暮らしに係る公的サービスに係るカード類(健康保険証、印鑑登録カード等)や、広く保有される資格の証明書類(国家資格等の資格の証明書、国家公務員身分証明書等)等の、個人番号カードへの一元化／一体化 • コンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスの拡大 • 官民の様々な本人確認を要する手続きでの利用に向けた調整・周知 • オンライン本人確認手段である公的個人認証サービスの行政・民間利用の拡大 • 取得に係る本人負担の軽減 等
<p>マイポータル/マイガバメント</p> <p>暮らしに係る利便性の高い 官民オンラインサービスの提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者に係る特定個人情報や医療・介護・健康等に係る自己情報の閲覧 • 利用者の利益になる情報を提供するプッシュ型サービス • 引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス • サービスに必要な情報をデータで入手・利用できる仕組み • シームレスなサービス利用に向けた本人確認に係る官民連携基盤 • スマートフォンやCATV等、利用チャンネルや認証手段の拡大 • 高齢者等が安心して利用できるサポート体制や代理利用の環境整備
<p>個人番号/法人番号</p> <p>名寄せ・突合による 情報の正確で迅速な確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 行政における個人番号を利用した業務・システム見直し • 行政が保有する法人に係る公開情報への法人番号の付与の徹底 • 法人番号を利用した法人ポータルの構築

これらに近接し、更なるメリットが期待できる以下の分野へのマイナンバー利用範囲の拡大等を検討

- ①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車登録事務

Ⅳ マイ・ポータルに係る関連規定

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)

(検討等)

附則第六条

- 5 政府は、この法律の施行後一年を目途として、情報提供等記録開示システム（総務大臣の使用に係る電子計算機と第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報について総務大臣に対して第三十条第二項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第十二条の規定による開示の請求を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、その者が当該開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して行政機関個人情報保護法第十八条の規定による通知を行うために設置し、及び運用されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を設置するとともに、年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、情報提供等記録開示システムの設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて、情報提供等記録開示システムを利用して次に掲げる手続又は行為を行うこと及び当該手続又は行為を行うために現に情報提供等記録開示システムに電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該手続又は行為を行うべき者であることを確認するための措置を当該手続又は行為に応じて簡易なものとするについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 一 法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する手続（前項に規定するものを除く。）
 - 二 個人番号利用事務実施者が、本人に対し、個人番号利用事務に関して本人が希望し、又は本人の利益になると認められる情報を提供すること。
 - 三 同一の事項が記載された複数の書面を一又は複数の個人番号利用事務実施者に提出すべき場合において、一の書面への記載事項が他の書面に複写され、かつ、これらの書面があらかじめ選択された一又は複数の個人番号利用事務実施者に対し一の手続により提出されること。

Ⅳ マイナンバー制度に係る政府の方針①

世界最先端IT国家創造宣言 改定(平成26年6月24日 閣議決定)

政府の情報システムについては、個人番号カード等による本人認証を一括して行える認証プラットフォーム（仮称）の構築に向けて検討し、システム間のシームレスなアクセスを実現するほか、情報提供等記録開示システムについては、スマートフォン、タブレット端末やCATVなど、多様なチャンネルで利用可能とするとともに、その機能を拡大し、プッシュ型・ワンストップサービスなど、暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービスを、本人確認の連携等によりシームレスに利用し、電子的に完結させることを可能とする「マイガバメント（仮称）」を実現する。

個人番号カードについては、そのICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用し、健康保険証や国家公務員身分証明書など、公的サービスや国家資格等の資格の証明等に係るカード類の一体化／一元化、個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスの拡大、放送・通信分野等における個人番号カードの民間利活用場面の拡大、実社会における対面及びオンライン上の非対面での本人確認手段としての利活用場面の拡大や、取得に係る負担の軽減等により、広く普及を図る。

法人番号については、行政機関が法人に係る情報を公開する際の併記や、既存の法人に係る各種の番号との連携により、法人に係る情報についての検索・利用を容易にし、その利用価値を高めるとともに、法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な「法人ポータル」を構築する。

マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

世界最先端IT国家創造宣言 工程表 改定(平成26年6月24日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略(IT戦略)本部決定)

○マイナンバー制度の導入

- ・2015年10月より個人番号（以下、マイナンバー）・法人番号の付番・通知を行い、2016年1月より利用を開始する。
- ・2017年1月の運用開始に向け、情報提供ネットワークシステム及び情報提供等記録開示システムの構築を行う。

○「マイガバメント（仮称）」の実現

・情報提供等記録開示システムの活用を前提に、主な機能・内容（利用者に係る医療・介護・健康情報等の自己情報の閲覧、個人向けプッシュ型サービス、引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス、サービスに必要な法定文書等をデータで入手・利用・送達する仕組み等）に係る検討を行い、所要のシステム構築や制度見直しを進める。

・官民のオンラインサービスをシームレスな連携（民間ポータルとの連携、納税手続におけるe-Taxと銀行サイトとのID連携等）を可能とするため、サービスの認証レベル等について整理・見直しを行うほか、個人番号カード等による本人認証を一括して行える、政府情報システムの認証プラットフォーム（仮称）の構築に向けて検討するなど、本人確認やAPI等の連携の枠組みを構築する。

・国民の利便性の向上や安全・安心の確保の観点から、情報通信に係る市場・技術の動向を踏まえ、スマートフォン、タブレット端末やCATV等、利用チャンネル及び認証手段の拡大に向けた検討を行う。特にCATVについては、次世代セットトップボックスへの個人番号カードの読み取り機能の内蔵など、具体的なあり方を検討する。

- ・公共施設等への端末設置や代理利用の整理等、いわゆる情報弱者の利用に向けての対応策の検討を行う。

（→ 次頁へ続く。）

Ⅳ マイナンバー制度に係る政府の方針②

(→ 前頁より)

○個人番号カードの普及

- ・2016年1月より、個人番号カードの交付を開始する。個人番号カードの費用負担のあり方については、初回交付について窓口で本人の費用負担が生じないように、検討する。
- ・暮らしに係る公的サービス及び国家資格等の資格の証明に係るカード類（健康保険証、各種国家資格等資格証明書、国家公務員身分証明書等）について、個人番号カードへの一元化に向けた検討を行い、2016年1月の交付開始以降、順次、一元化を行うとともに、印鑑証明カードや施設利用カード等の個人番号カードへの一体化等、市町村による独自利用を推進する。
- ・個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスについて、利用できる地方公共団体・事業者を拡大するとともに、対象手続きの拡大について検討を行い、2016年1月以降、順次、拡大を行う。
- ・公的な身分証明書として、2016年1月までに、法令に基づくものを含め、官民の様々な本人確認を要する場面において本人確認手段として利用できるよう、取扱上の留意点を含め、調整・周知を行う。
- ・個人番号カードで利用できる公的個人認証サービスについて、署名用電子証明書の現在3年の有効期間の延長、利用者証明用電子証明書の導入や発行手数料の低減を図る。また、対面・書面に代わるものとして、当該サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しについて検討を行い、2016年1月以降、順次、実施するとともに、署名検証者の、金融機関や医療機関、CATV事業者等の民間事業者への拡大に向け、民間におけるユースケースの明確化に係る実証、民間事業者への利用の働きかけ等を行う。

○法人番号の利活用推進

- ・国・地方公共団体が法人に係る情報（調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等の情報）を公開する際の法人番号の併記及び所要の関連手続きの見直しについて検討を行い、2016年1月の法人番号の利用開始以降、順次実施する。
- ・法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な「法人ポータル（仮称）」の検討・構築を行う。
- ・既存の法人に係る各種の番号と法人番号の連携による、法人情報の効率的・効果的な利活用方策について検討し、2016年1月以降、順次、実施・推進を図る。

○マイナンバーの利活用推進

- ・マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用（特に①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車検査登録事務等）について検討を行い、その状況を2014年秋までに政府CIOに報告する。